

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	○ 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	人材政策室	1 頁
	○ 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	3 頁
	○ 公立学校職員の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	8 頁
お知らせ	○ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	人材政策室	8 頁
	○ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与室	8 頁
	○ 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与室	40 頁
	○ 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与室	48 頁
	○ 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	54 頁
	○ 公立学校職員の地域手当に関する規則	福利・給与室	74 頁
	○ 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	75 頁
	○ 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	76 頁
	○ 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	76 頁
	○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	85 頁
	○ 平成18年改正給与条例附則第4項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則	福利・給与室	87 頁
	○ 平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則	福利・給与室	89 頁
	○ 平成17年改正給与条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則及び平成17年12月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則を廃止する規則	福利・給与室	92 頁

### 規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに交付します。

平成十八年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県教育委員会規則第十五号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十六年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

受	所轄庁	印
	教育事務所	
校長印		

を

受	所轄庁	印
	校長印	

に改める。

第2号様式中

受	所轄庁	印
	教育事務所	
校長印		

を

受	所轄庁	印
	校長印	

に改める。

第3号様式中

受	所轄庁	印
	教育事務所	
校長印		

を

受	所轄庁	印
	校長印	

に改める。

第4号様式中

受	所轄庁	印
	教育事務所	
校長印		

を

受	所轄庁	印
	校長印	

に改める。

第5号様式中

受	所轄庁	印
	教育事務所	
校長印		

を

受	所轄庁	印
	校長印	

に改める。

第15号様式中

受	所轄庁	印
	教育事務所	

を

受	所轄庁	印
---	-----	---

に改める。

第24号様式中

受	所轄庁	印
	教育事務所	
	人材政策室	

を

受	所轄庁	印
	人材政策室	

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の教育職員免許状に関する規則第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第十号及び第二十四号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県教育委員会は、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）の規定に基づき、県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県教育委員会規則第十六号

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則（昭和三十七年三重県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「うち、五年までの経験年数の月数にあつては十二月、五年を超え十年までの経験年数の月数にあつては十五月、十年を超える経験年数の月数にあつては十八月」を「月数を十二月（その者の経験年数のうち五年を超

え十年までの経験年数及び十年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて三重県教育委員会教育長（以下「教育長」といふ。）の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内他の職員との均衡を考慮して相当と認められる年数を除く。）の目数にあつては、それぞれ十五月及び十八月）に改め、「切り捨てた数」の下に「に四を兼じて得た数」を加える。

第六条中「特定級表（別表第七）に定める職務の級」とあるのは「職務の級三級」と「特定号給表（別表第七の二）」を「昇格時号給対応表（別表第七）」に、「特定号給表」とあるのは「別表第四に規定する特定号給表」と、同条第二項中「特定級表に定める職務」とあるのは「職務の級三級」を「昇格時号給対応表」に、「第三十四条の二」を「第三十六条」に改める。

第七条中「加算割合」の下に「並びに退職手当の調整額に係る職員の区分」を加え、「三重県教育委員会教育長（以下「教育長」といふ。）」を「教育長」に改める。

別表第一中

3 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員の職務	を
4 級	1 主任技術員の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員の職務	
5 級	総括技術員の職務	

3 級	1 主任技術員の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員の職務	に
4 級	総括技術員の職務	

改める。

別表第二を次のように改める。

学歴免許等	職務の級		
	1 級	2 級	3 級
高 校 卒		7	6
	0	7	13
中 学 卒		7	6
	3	10	16

別表第三中「1級4号給」を「1級13号給」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四 昇格時号給対応表(第6条関係)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	1
25	1	5	1
26	1	6	1
27	1	7	1
28	1	8	1
29	1	9	1
30	2	10	2
31	3	11	3
32	4	12	4
33	5	13	5
34	6	14	6
35	7	15	7
36	8	16	8
37	9	17	9
38	10	18	10
39	11	19	11
40	12	20	12
41	13	21	13
42	14	22	14
43	15	23	15
44	16	24	16
45	17	25	17
46	18	26	18
47	19	27	19
48	20	28	20
49	21	29	21
50	22	30	22

51	23	31	23
52	24	32	24
53	25	33	25
54	26	34	26
55	27	35	27
56	28	36	28
57	29	37	29
58	30	37	30
59	31	38	31
60	32	38	32
61	33	39	33
62	33	39	34
63	34	40	35
64	34	40	36
65	35	41	37
66	35	42	38
67	36	43	39
68	36	44	40
69	37	45	41
70	38	45	42
71	39	46	43
72	40	46	44
73	41	47	49
74	41	47	50
75	42	48	51
76	42	48	52
77	43	49	53
78	43	49	54
79	44	50	55
80	44	50	56
81	45	51	57
82	46	51	58
83	47	52	59
84	48	52	60
85	49	53	61
86	49	53	62
87	50	53	63
88	50	54	64
89	51	54	65
90	51	54	66
91	52	55	67
92	52	55	68
93	53	55	69
94	53	56	70
95	54	56	71
96	54	56	72
97	55	57	73
98	55		74
99	56		75
100	56		76
101	57		77

102	57		78
103	58		79
104	58		80
105	59		81
106	59		82
107	60		83
108	60		84
109	61		85
110	61		86
111	61		87
112	62		88
113	62		89
114	62		90
115	63		91
116	63		92
117	63		93
118			94
119			95
120			96
121			97
122			98
123			99
124			100
125			101
126			102
127			103
128			104
129			105
130			106
131			107
132			108
133			109
134			110
135			111
136			112
137			113

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

( 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正 )

- 2 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十三年三重県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中(以下「給料表」という。)を削り、「五級」を「四級」に、「給料月額」を「号給」に改め、(以下「改正後の規則」という。)を削り、「公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号。以下「初任給等規則」という。)第二十二条第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額」を「別表第四に規定する昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給の四号給下位の号給」に改め、附則第三項を削る。

- 3 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年三重県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

公立学校職員の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年三月十八日

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県教育委員会規則第十七号

公立学校職員の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和三十一年三重県教育委員会規則第三号）の1部を次のように改正する。

別表第一基本額の欄中「五、〇〇〇円」を「四、七四〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、四六〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、二七〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、七九〇円」に、「一、七三〇円」を「一、七二〇円」に、「一、五六〇円」を「一、五五〇円」に、「五、八七〇円」を「五、八五〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

お 知 ら せ

平成18年3月28日付け三重県公報号外に、公立学校職員定数条例の一部を改正する条例（三重県条例第31号）、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（三重県条例第32号）、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（三重県条例第33号）、公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（三重県条例第34号）、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則 第1号）、公立学校職員の地域手当に関する規則（三重県人事委員会規則 第2号）、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則 第3号）、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則 第4号）、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則 第5号）、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則 第6号）、平成18年改正給与条例附則第4項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則（三重県人事委員会規則 第7号）、平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（三重県人事委員会規則 第8号）、並びに平成17年改正給与条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則及び平成17年12月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則を廃止する規則（三重県人事委員会規則 第9号）が次のように公布されました。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年三月十八日

三重県知事 野 田 昭 徳

三重県条例第三十一号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十一年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三、六三九人」を「三、五五九人」に、「二七五人」を「二六七人」に、「一五五人」を「一五〇人」に、「四、〇六九人」を「三、九七六人」に改め、同条第二号中「八七三人」を「九〇一人」に、「学校栄養職員」を「栄養教諭及び学校栄養職員」に、「九八四人」を「一、〇二二人」に改める。

第四条第一号中「六、三七四人」を「六、三八七人」に、「四一八人」を「四一六人」に、「学校栄養職員 一三七人」を「栄養教諭及び学校栄養職員 一三六人」に、「四一七人」を「四一〇人」に、「七、三四六人」を「七、三五九人」に改め、同条第二号中「三、六〇四人」を「三、六〇一人」に、「一六六人」を「一六七人」に、「学校栄養

養職員 二〇人」を「栄養教諭及び学校栄養職員 一九人」に、「一七七人」を「一七八人」に、「三、九六七人」を「三、九六五人」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年三月二十八日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第三十二号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第三号並びに同条第二項中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。

第八条中「扶養手当」の下に、「地域手当」を加える。

第十条第三項を削る。

第十一条第一項から第四項までを次のように改める。

職員の昇給は、規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給（規則で定める職員にあつては、三号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 五十五歳以上の職員のうち規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給（規則で定める職員にあつては、三号給）」とあるのは、「二号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第十一条第五項中「給料月額を調整（昇給期間の短縮を含む。）する」を「号給を調整する」に改め、同条に次の一項を加える。

7 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

第十三条第七項中「前六項」を「前各項」に改める。

第十四条第二項第二号を次のように改める。

二 地域手当

第十五条の二を次のように改める。

（地域手当）

第十五条の二 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する学校で規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 一級地 百分の十八

二 二級地 百分の十五

三 三級地 百分の十二

四 四級地 百分の十

五 五級地 百分の六

六 六級地 百分の三（規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四）

3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

第十六条第二項第三号中「前二号に定める額」の下に「自動車等の駐車のための施設（規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用し、かつ、駐車施設の利用に係る料金（以下この号及び第七項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）にあつては、規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額の二分の一の額（その額が三千円を超えるときは、三千円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額」という。）を加算した額」を、「前号に定める額の合計額」の下に「駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額」を加え、同条第七項中「自動車等」を「自動車等及び駐車料金」に改める。

第十七条の二中「および」を「及び」に改め、同条に次の一項を加える。

5 くま地方学校及びくま地方学校に準ずる学校が第十五条の二第一項の規則で定める地域に所在する場合におけるくま地方手当と地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、規則で定める。

第二十三条第四項中「扶養手当の月額」の下に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第五項中「四級」を「三級」に改め、「給料の月額」の下に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加える。

第二十四条第二項第一号中「扶養手当の月額」の下に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加え、同条第三項中「給料の月額」の下に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加える。

第二十八条中「給料の月額」の下に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加える。

第三十条第二項から第五項までの規定中「扶養手当」の下に「、地域手当」を加える。

附則第七項中「受けるべき扶養手当の月額」の下に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を、「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」の下に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を、「給料の月額及び扶養手当の月額」の下に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

附則に次の一項を加える。

(第十一条の添増え)

11 当分の間、第十一条第一項中「回日前一年間」とあるのは「回日前一年間(県委員会が別に定める場合は、その期間)」と読み替えるものとする。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一(第9条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	356,400	445,700
	13	168,200	211,700	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	375,000	462,500
	22	188,800	233,400	377,000	464,400
	23	190,500	236,300	379,000	466,300
	24	192,200	239,200	381,000	468,200
	25	193,700	242,000	382,900	470,000
	26	195,400	244,900	384,900	471,700
	27	197,100	247,800	386,900	473,400
	28	198,800	250,700	388,900	475,100
	29	200,300	253,600	390,800	476,900
	30	202,000	256,300	392,800	478,600
	31	203,700	259,000	394,800	480,300
	32	205,400	261,700	396,800	482,000
	33	207,000	264,400	398,700	483,700
	34	208,800	267,100	400,500	484,700
	35	210,600	269,800	402,300	485,700
	36	212,400	272,500	404,100	486,700
	37	214,100	275,200	405,700	487,800
	38	215,900	277,900	407,300	488,800
	39	217,700	280,600	408,900	489,800
	40	219,500	283,300	410,500	490,800

	41	221 400	285 900	412 200	491 900
	42	223 200	288 600	413 800	492 900
	43	225 000	291 300	415 400	493 900
	44	226 800	294 000	417 000	494 900
	45	228 700	296 500	418 700	496 000
	46	230 500	299 200	420 300	
	47	232 300	301 900	421 900	
	48	234 100	304 600	423 500	
	49	235 800	307 100	425 200	
	50	237 600	309 600	426 800	
	51	239 400	312 100	428 400	
	52	241 200	314 600	430 000	
	53	242 900	317 000	431 700	
	54	244 700	319 200	433 300	
	55	246 500	321 400	434 900	
	56	248 300	323 600	436 500	
	57	250 000	325 900	438 200	
	58	251 700	328 100	439 800	
	59	253 400	330 300	441 400	
	60	255 100	332 500	443 000	
	61	256 800	334 700	444 700	
	62	258 500	336 900	446 300	
	63	260 200	339 100	447 900	
	64	261 900	341 300	449 500	
	65	263 600	343 500	451 200	
	66	265 300	345 700	452 800	
	67	267 000	347 900	454 400	
	68	268 700	350 100	456 000	
	69	270 200	352 100	457 600	
	70	271 700	354 200	459 200	
	71	273 200	356 300	460 800	
	72	274 700	358 400	462 400	
	73	276 000	360 400	463 900	
	74	277 400	362 400	464 900	
	75	278 800	364 400	465 900	
	76	280 200	366 400	466 900	
再任	77	281 600	368 400	467 700	
用職	78	282 800	370 100	468 700	
員以	79	284 000	371 800	469 700	
外の	80	285 200	373 500	470 700	
職員	81	286 500	375 200	471 500	
	82	287 700	376 700	472 500	
	83	288 900	378 200	473 500	
	84	290 100	379 700	474 500	

85	291,400	381,200	475,300
86	292,600	382,700	
87	293,800	384,200	
88	295,000	385,700	
89	296,200	387,200	
90	297,400	388,600	
91	298,600	390,000	
92	299,800	391,400	
93	300,800	392,900	
94	302,000	394,200	
95	303,200	395,500	
96	304,400	396,800	
97	305,400	398,200	
98	306,500	399,300	
99	307,600	400,400	
100	308,700	401,500	
101	309,600	402,600	
102	310,700	403,700	
103	311,800	404,800	
104	312,900	405,900	
105	313,800	406,800	
106	314,700	407,800	
107	315,600	408,800	
108	316,500	409,800	
109	317,500	410,700	
110	318,100	411,600	
111	318,700	412,500	
112	319,300	413,400	
113	320,000	414,100	
114	320,500	414,900	
115	321,000	415,700	
116	321,500	416,500	
117	322,100	417,300	
118	322,600	418,100	
119	323,100	418,900	
120	323,600	419,700	
121	324,200	420,500	
122	324,700	421,000	
123	325,200	421,500	
124	325,700	422,000	
125	326,300	422,400	
126	326,700	422,900	
127	327,100	423,400	
128	327,500	423,900	

129	327,800	424,300		
130	328,200	424,800		
131	328,600	425,300		
132	329,000	425,800		
133	329,200	426,200		
134	329,500	426,700		
135	329,800	427,200		
136	330,100	427,700		
137	330,500	428,100		
138	330,800	428,600		
139	331,100	429,100		
140	331,400	429,600		
141	331,700	430,000		
142	332,000	430,500		
143	332,300	431,000		
144	332,600	431,500		
145	332,900	431,900		
146	333,200			
147	333,500			
148	333,800			
149	334,000			
150	334,300			
151	334,600			
152	334,900			
153	335,100			
再任用職員	235,300	279,400	338,200	424,900

備考(一) この表は、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する教育職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二(第9条関係)

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	162,400	286,100	414,500
	2	148,500	164,500	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	292,300	417,700
	4	151,500	168,700	295,400	419,300
	5	153,100	170,700	298,400	421,000
	6	154,900	172,900	301,500	422,600
	7	156,700	175,100	304,600	424,200
	8	158,500	177,300	307,700	425,800
	9	160,300	179,600	310,700	427,300
	10	162,300	182,300	313,600	428,700
	11	164,300	185,000	316,500	430,100
	12	166,300	187,700	319,400	431,500
	13	168,200	190,500	322,300	432,900
	14	170,400	192,200	324,600	434,300
	15	172,600	193,900	326,900	435,700
	16	174,800	195,600	329,200	437,100
	17	177,100	197,400	331,500	438,400
	18	179,600	199,100	333,800	439,800
	19	182,100	200,800	336,100	441,200
	20	184,600	202,500	338,400	442,600
	21	187,100	204,300	340,700	443,900
	22	188,800	206,200	343,000	445,300
	23	190,500	208,100	345,300	446,700
	24	192,200	210,000	347,600	448,100
	25	193,700	211,700	349,800	449,400
	26	195,300	213,700	351,700	450,700
	27	196,900	215,700	353,600	452,000
	28	198,500	217,700	355,500	453,300
	29	200,200	219,600	357,400	454,600
	30	201,900	222,300	359,300	455,800
	31	203,600	225,000	361,200	457,000
	32	205,300	227,700	363,100	458,200
	33	206,800	230,500	364,900	459,400
	34	208,500	233,400	366,700	460,300
	35	210,200	236,300	368,500	461,200
	36	211,900	239,200	370,300	462,100
	37	213,500	242,000	372,200	463,000
	38	215,200	244,900	373,800	463,900
	39	216,900	247,800	375,400	464,800
	40	218,600	250,700	377,000	465,700

	41	220,400	253,600	378,700	466,600
	42	222,200	256,300	380,300	467,500
	43	224,000	259,000	381,900	468,400
	44	225,800	261,700	383,500	469,300
	45	227,700	264,400	385,100	470,200
	46	229,500	267,100	386,700	
	47	231,300	269,800	388,300	
	48	233,100	272,500	389,900	
	49	234,900	275,200	391,400	
	50	236,700	277,900	392,900	
	51	238,500	280,600	394,400	
	52	240,300	283,300	395,900	
	53	241,900	285,900	397,500	
	54	243,700	288,600	398,900	
	55	245,500	291,300	400,300	
	56	247,300	294,000	401,700	
	57	249,000	296,500	403,200	
	58	250,600	299,200	404,600	
	59	252,200	301,900	406,000	
	60	253,800	304,600	407,600	
	61	255,500	307,100	408,700	
	62	257,100	309,600	410,100	
	63	258,700	312,100	411,500	
	64	260,300	314,600	412,900	
	65	261,800	317,000	414,100	
	66	263,400	319,200	415,300	
	67	265,000	321,400	416,500	
	68	266,600	323,600	417,700	
	69	268,300	325,900	418,800	
	70	269,800	328,100	420,000	
	71	271,300	330,300	421,200	
	72	272,800	332,500	422,400	
	73	274,100	334,700	423,400	
	74	275,400	336,900	424,200	
再任	75	276,700	339,100	425,000	
用職	76	278,000	341,300	425,800	
員以	77	279,400	343,300	426,700	
外の	78	280,600	345,200	427,500	
職員	79	281,800	347,100	428,300	
	80	283,000	349,000	429,100	
	81	284,300	350,800	429,900	
	82	285,500	352,600	430,600	
	83	286,700	354,400	431,300	
	84	287,900	356,200	432,000	

85	289,000	357,900	432,700
86	290,000	359,600	433,400
87	291,000	361,300	434,100
88	292,000	363,000	434,800
89	293,100	364,700	435,500
90	294,000	366,100	436,200
91	294,000	367,500	436,900
92	295,800	368,900	437,600
93	296,500	370,400	438,100
94	297,300	371,700	438,800
95	298,100	373,000	439,500
96	298,900	374,300	440,200
97	299,800	375,700	440,700
98	300,600	376,800	441,400
99	301,400	377,900	442,100
100	302,200	379,000	442,800
101	303,100	380,200	443,300
102	303,600	381,300	
103	304,100	382,400	
104	304,600	383,500	
105	305,100	384,500	
106	305,500	385,500	
107	305,900	386,500	
108	306,300	387,500	
109	306,500	388,400	
110	306,900	389,400	
111	307,300	390,400	
112	307,700	391,400	
113	307,900	392,200	
114	308,200	393,100	
115	308,500	394,000	
116	308,800	394,900	
117	309,100	395,900	
118	309,400	396,700	
119	309,700	397,500	
120	310,000	398,300	
121	310,200	399,100	
122	310,500	399,900	
123	310,800	400,700	
124	311,100	401,500	
125	311,300	402,200	
126		402,900	
127		403,600	
128		404,300	

129			405,100		
130			405,800		
131			406,500		
132			407,200		
133			407,700		
134			408,300		
135			408,900		
136			409,500		
137			409,900		
138			410,500		
139			411,100		
140			411,700		
141			412,100		
142			412,700		
143			413,300		
144			413,900		
145			414,300		
146			414,900		
147			415,500		
148			416,100		
149			416,500		
150			417,100		
151			417,700		
152			418,300		
153			418,700		
154			419,300		
155			419,900		
156			420,500		
157			420,900		
再任用職員		226,400	276,000	331,300	414,600

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三(第9条関係)

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	138,600	176,100	211,800	280,200	329,200
	2	140,000	177,700	213,400	282,400	331,400
	3	141,400	179,300	215,000	284,600	333,600
	4	142,800	180,900	216,600	286,800	335,800
	5	144,000	182,400	218,200	289,000	338,000
	6	145,700	184,000	219,900	291,200	340,200
	7	147,400	185,600	221,600	293,400	342,400
	8	149,100	187,200	223,300	295,600	344,600
	9	150,800	188,800	225,000	297,700	346,600
	10	152,500	190,500	226,800	299,900	348,800
	11	154,200	192,200	228,600	302,100	351,000
	12	155,900	193,900	230,400	304,300	353,200
	13	157,400	195,500	232,300	306,600	355,200
	14	159,300	197,100	234,000	308,700	357,300
	15	161,200	198,700	235,700	310,800	359,400
	16	163,100	200,300	237,400	312,900	361,500
	17	165,000	201,900	239,200	315,100	363,500
	18	166,900	203,600	240,900	317,200	365,600
	19	168,800	205,300	242,600	319,300	367,700
	20	170,700	207,000	244,300	321,400	369,800
	21	172,600	208,500	246,000	323,600	371,700
	22	174,100	210,100	247,700	325,600	373,800
	23	175,600	211,700	249,400	327,600	375,900
	24	177,100	213,300	251,100	329,600	378,000
	25	178,700	214,900	252,800	331,700	379,900
	26	180,200	216,600	254,500	333,700	381,800
	27	181,700	218,300	256,200	335,700	383,700
	28	183,200	220,000	257,900	337,700	385,600
	29	184,800	221,700	259,600	339,700	387,400
	30	186,100	223,500	261,400	341,600	389,200
	31	187,400	225,300	263,200	343,500	391,000
	32	188,700	227,100	265,000	345,400	392,800
	33	190,100	229,000	266,600	347,200	394,400
	34	191,500	230,700	268,400	349,100	395,700
	35	192,900	232,400	270,200	351,000	397,000
	36	194,300	234,100	272,000	352,900	398,300
	37	195,500	235,900	273,700	354,700	399,400
	38	196,800	237,600	275,400	356,400	400,600
	39	198,100	239,300	277,100	358,100	401,800
	40	199,400	241,000	278,800	359,800	403,000

	41	200 600	242 600	280 500	361 400	404 100
	42	201 800	244 200	282 200	362 700	404 900
	43	203 000	245 800	283 900	364 000	405 700
	44	204 200	247 400	285 600	365 300	406 500
	45	205 500	249 000	287 300	366 600	407 100
	46	206 700	250 600	289 000	367 800	407 800
	47	207 900	252 200	290 700	369 000	408 500
	48	209 100	253 800	292 400	370 200	409 200
再任 用職 員以 外の 職員	49	210 300	255 400	293 900	371 400	410 000
	50	211 400	256 800	295 500	372 400	410 700
	51	212 500	258 200	297 100	373 400	411 400
	52	213 600	259 600	298 700	374 400	412 100
	53	214 700	260 900	300 100	375 200	412 800
	54	215 800	262 300	301 600	376 100	413 500
	55	216 900	263 700	303 100	377 000	414 200
	56	218 000	265 100	304 600	377 900	414 900
	57	219 100	266 300	306 200	378 700	415 500
	58	220 100	267 600	307 600	379 500	416 200
	59	221 100	268 900	309 000	380 300	416 900
	60	222 100	270 200	310 400	381 100	417 600
	61	223 200	271 300	311 700	381 700	418 100
	62	224 300	272 600	313 000	382 400	418 800
	63	225 400	273 900	314 300	383 100	419 500
	64	226 500	275 200	315 600	383 800	420 200
65	227 400	276 400	317 000	384 400	420 700	
66	228 300	277 500	317 800	385 100		
67	229 200	278 600	318 600	385 800		
68	230 100	279 700	319 400	386 500		
69	230 800	280 800	320 300	387 000		
70	231 500	281 900	321 100	387 600		
71	232 200	283 000	321 900	388 200		
72	232 900	284 100	322 700	388 800		
73	233 700	285 200	323 500	389 500		
74	234 500	286 000	324 100	390 100		
75	235 300	286 800	324 700	390 700		
76	236 100	287 600	325 300	391 300		
77	236 700	288 400	326 000	392 000		
78	237 300	289 000	326 500	392 600		
79	237 900	289 600	327 000	393 200		
80	238 500	290 200	327 500	393 800		
81	239 000	290 900	328 100	394 500		
82	239 400	291 400	328 600	395 100		
83	239 800	291 900	329 100	395 700		
84	240 200	292 400	329 600	396 300		

	85	240,700	292,800	330,200	397000	
	86		293,100	330,600		
	87		293,400	331,000		
	88		293,700	331,400		
	89		294,100	331,900		
	90		294,400	332,300		
	91		294,700	332,700		
	92		295,000	333,100		
	93		295,400	333,600		
	94		295,700	334,000		
	95		296,000	334,400		
	96		296,300	334,800		
	97		296,700	335,000		
	98		297,000	335,400		
	99		297,300	335,800		
	100		297,600	336,200		
	101		298,000	336,400		
	102		298,300	336,800		
	103		298,600	337,200		
	104		298,900	337,600		
	105		299,200	337,800		
	106			338,200		
	107			338,600		
	108			339,000		
	109			339,200		
	110			339,600		
	111			340,000		
	112			340,400		
	113			340,600		
再任用職員		187,800	214,800	247,200	287,300	329,200

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四（第9条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円									
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	

	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
再任	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
用職	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
員以	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
外の	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
職員	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500			
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700			
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400			
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100			
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800			
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300			
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000			
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700			
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400			
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900			
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200				
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900				
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600				
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100				
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800				
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500				
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200				

85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700						
86	240,100	296,400	345,300	386,800							
87	240,800	296,800	345,800	387,400							
88	241,500	297,200	346,300	388,000							
89	242,300	297,500	346,700	388,700							
90	242,800	297,900	347,200	389,300							
91	243,300	298,300	347,700	389,900							
92	243,800	298,700	348,200	390,500							
93	244,100	298,900	348,500	391,200							
94		299,300	349,000								
95		299,700	349,500								
96		300,100	350,000								
97		300,300	350,300								
98		300,700	350,800								
99		301,100	351,300								
100		301,500	351,800								
101		301,700	352,100								
102		302,100	352,500								
103		302,500	352,900								
104		302,900	353,300								
105		303,100	353,800								
106		303,500	354,200								
107		303,900	354,600								
108		304,300	355,000								
109		304,500	355,500								
110		304,900	355,900								
111		305,300	356,300								
112		305,700	356,700								
113		305,900	357,200								
114		306,300									
115		306,700									
116		307,100									
117		307,300									
118		307,600									
119		307,900									
120		308,200									
121		308,600									
122		308,900									
123		309,200									
124		309,500									
125		309,900									
再任用職員	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

( 特定の職務の級の切替え )

- 2 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項及び次項において「旧級」という。)が附則別表第一に掲げられている職務の級であつた職員の前日における職務の級(以下この項において「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

( 号給の切替え )

- 3 切替日の前日において公立学校職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第一から別表第四までの給料表の適用を受けていた職員の前日における号給(附則第五項において「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下この項において「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(三重県教育委員会(以下「県委員会」という。)が三重県人事委員会(以下「人事委員会」という。)と協議して定める職員にあつては、県委員会が人事委員会と協議して定める期間)に応じて附則別表第二に定める号給とする。

( 職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え )

- 4 切替日の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の前日における号給又は給料月額は、県委員会及び人事委員会が共同で定める規則(以下「規則」という。)で定める。

一 給与条例別表第一から別表第四までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号。附則第六項及び第十一項において「任期付職員条例」という。)第四条第三項の規定による給料月額

( 切替日前の異動者の号給の調整 )

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

( 職員が受けていた号給等の基礎 )

- 6 附則第二項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第十号)第三条の規定による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

( 号給の切替えに伴う経過措置 )

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(規則で定める職員にあつては、給料月額に教職調整額を加えた額)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第十二条第二項(給与条例第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第十二條の二第一項、第二十五條第一項及び第二十五條の二第一項の規定の適用については、給与条例第十二條第二項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第三十二号。以下「平成十八年改正条例」という。)附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十二條の二第一項、第二十五條第一項及び第二十五條の二第一項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- 11 附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に関する任期付職員条例第四条第四項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第三十二号)附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。

( 平成二十二年三月三十一日までの間における給与条例の適用に関する特例 )

12 平成二十二年三月三十一日までの間における次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条の二 第二項第一号	百分の十八	百分の十八を超えない範囲内で規則で定める割合
第十五条の二 第二項第二号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で規則で定める割合
第十五条の二 第二項第三号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で規則で定める割合
第十五条の二 第二項第四号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で規則で定める割合
第十五条の二 第二項第五号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で規則で定める割合
第十五条の二 第二項第六号	百分の三（規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四）	百分の三（規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四）を超えない範囲内で規則で定める割合

（規則への委任）

13 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

14 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年三重県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（知事、副知事及び出納長等の給与の特例に関する条例の一部改正）

15 知事、副知事及び出納長等の給与の特例に関する条例（平成十七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、地域手当の月額の算定についての管理職手当の月額は、同条の規定により定められる額とする。

附則別表第一 特定の職務の級の切替表（附則第二項関係）

診 料 表	旧 級	新 級
行政職診料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級

附則別表第二(附則第3 項関係)

イ 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21

11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	
	9月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	

22	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	78	
	6月以上9月未満	87	87	79	
	9月以上12月未満	88	88	80	
	12月以上	89	89	81	
24	3月未満	89	89		
	3月以上6月未満	90	90		
	6月以上9月未満	91	91		
	9月以上12月未満	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未満	93	93		
	3月以上6月未満	94	94		
	6月以上9月未満	95	95		
	9月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		

33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未満	129			
	3月以上6月未満	130			
	6月以上9月未満	131			
	9月以上12月未満	132			
	12月以上	133			
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
39	3月未満	149			
	3月以上6月未満	150			
	6月以上9月未満	151			
	9月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3月未満	153			
	3月以上6月未満	153			
	6月以上9月未満	153			
	9月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

ロ 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21

11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	38
	6月以上9月未満	55	55	51	39
	9月以上12月未満	56	56	52	40
	12月以上	57	57	53	41
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	

22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未満	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	94	
	6月以上9月未満	99	99	95	
	9月以上12月未満	100	100	96	
	12月以上	101	101	97	
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		

33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	125	126		
	6月以上9月未満	125	127		
	9月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未満		129		
	3月以上6月未満		130		
	6月以上9月未満		131		
	9月以上12月未満		132		
	12月以上		133		
35	3月未満		133		
	3月以上6月未満		134		
	6月以上9月未満		135		
	9月以上12月未満		136		
	12月以上		137		
36	3月未満		137		
	3月以上6月未満		138		
	6月以上9月未満		139		
	9月以上12月未満		140		
	12月以上		141		

ハ 学校栄養職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	2
	6月以上9月未満	15	15	15	7	3
	9月以上12月未満	16	16	16	8	4
	12月以上	17	17	17	9	5
6	3月未満	17	17	17	9	5
	3月以上6月未満	18	18	18	10	6
	6月以上9月未満	19	19	19	11	7
	9月以上12月未満	20	20	20	12	8
	12月以上	21	21	21	13	9
7	3月未満	21	21	21	13	9
	3月以上6月未満	22	22	22	14	10
	6月以上9月未満	23	23	23	15	11
	9月以上12月未満	24	24	24	16	12
	12月以上	25	25	25	17	13
8	3月未満	25	25	25	17	13
	3月以上6月未満	26	26	26	18	14
	6月以上9月未満	27	27	27	19	15
	9月以上12月未満	28	28	28	20	16
	12月以上	29	29	29	21	17
9	3月未満	29	29	29	21	17
	3月以上6月未満	30	30	30	22	18
	6月以上9月未満	31	31	31	23	19
	9月以上12月未満	32	32	32	24	20
	12月以上	33	33	33	25	21
10	3月未満	33	33	33	25	21
	3月以上6月未満	34	34	34	26	22
	6月以上9月未満	35	35	35	27	23
	9月以上12月未満	36	36	36	28	24
	12月以上	37	37	37	29	25

11	3月未満	37	37	37	29	25
	3月以上6月未満	38	38	38	30	26
	6月以上9月未満	39	39	39	31	27
	9月以上12月未満	40	40	40	32	28
	12月以上	41	41	41	33	29
12	3月未満	41	41	41	33	29
	3月以上6月未満	42	42	42	34	30
	6月以上9月未満	43	43	43	35	31
	9月以上12月未満	44	44	44	36	32
	12月以上	45	45	45	37	33
13	3月未満	45	45	45	37	33
	3月以上6月未満	46	46	46	38	34
	6月以上9月未満	47	47	47	39	35
	9月以上12月未満	48	48	48	40	36
	12月以上	49	49	49	41	37
14	3月未満	49	49	49	41	37
	3月以上6月未満	50	50	50	42	38
	6月以上9月未満	51	51	51	43	39
	9月以上12月未満	52	52	52	44	40
	12月以上	53	53	53	45	41
15	3月未満	53	53	53	45	41
	3月以上6月未満	54	54	54	46	42
	6月以上9月未満	55	55	55	47	43
	9月以上12月未満	56	56	56	48	44
	12月以上	57	57	57	49	45
16	3月未満	57	57	57	49	45
	3月以上6月未満	58	58	58	50	46
	6月以上9月未満	59	59	59	51	47
	9月以上12月未満	60	60	60	52	48
	12月以上	61	61	61	53	49
17	3月未満	61	61	61	53	49
	3月以上6月未満	62	62	62	54	50
	6月以上9月未満	63	63	63	55	51
	9月以上12月未満	64	64	64	56	52
	12月以上	65	65	65	57	53
18	3月未満	65	65	65	57	53
	3月以上6月未満	66	66	66	58	54
	6月以上9月未満	67	67	67	59	55
	9月以上12月未満	68	68	68	60	56
	12月以上	69	69	69	61	57
19	3月未満	69	69	69	61	57
	3月以上6月未満	70	70	70	62	58
	6月以上9月未満	71	71	71	63	59
	9月以上12月未満	72	72	72	64	60
	12月以上	73	73	73	65	61
20	3月未満	73	73	73	65	61
	3月以上6月未満	74	74	74	66	62
	6月以上9月未満	75	75	75	67	63
	9月以上12月未満	76	76	76	68	64
	12月以上	77	77	77	69	65
21	3月未満	77	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	80	72	
	12月以上	81	81	81	73	

22	3月未満	81	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	84	76	
	12月以上	85	85	85	77	
23	3月未満	85	85	85	77	
	3月以上6月未満	85	86	86	78	
	6月以上9月未満	85	87	87	79	
	9月以上12月未満	85	88	88	80	
	12月以上	85	89	89	81	
24	3月未満		89	89		
	3月以上6月未満		90	90		
	6月以上9月未満		91	91		
	9月以上12月未満		92	92		
	12月以上		93	93		
25	3月未満		93	93		
	3月以上6月未満		94	94		
	6月以上9月未満		95	95		
	9月以上12月未満		96	96		
	12月以上		97	97		
26	3月未満		97	97		
	3月以上6月未満		98	98		
	6月以上9月未満		99	99		
	9月以上12月未満		100	100		
	12月以上		101	101		
27	3月未満		101	101		
	3月以上6月未満		102	102		
	6月以上9月未満		103	103		
	9月以上12月未満		104	104		
	12月以上		105	105		
28	3月未満		105	105		
	3月以上6月未満		105	106		
	6月以上9月未満		105	107		
	9月以上12月未満		105	108		
	12月以上		105	109		
29	3月未満			109		
	3月以上6月未満			110		
	6月以上9月未満			111		
	9月以上12月未満			112		
	12月以上			113		
30	3月未満			113		
	3月以上6月未満			113		
	6月以上9月未満			113		
	9月以上12月未満			113		
	12月以上			113		

二 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	106					
	3月以上6月未満			102	75	107					
	6月以上9月未満			103	76	108					
	9月以上12月未満			104	76	109					
	12月以上			105	77						
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年三月二十八日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第三十三号

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「昭和二十二年三重県条例第十号」を「昭和三十年三重県条例第十号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

現 業 職 員 給 料 表

区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	131,500	171,200	219,300	279,700
	2	132,100	172,700	220,500	281,600
	3	132,700	174,200	221,700	283,500
	4	133,300	175,700	222,900	285,400
	5	134,000	177,100	224,200	287,300
	6	135,100	178,800	225,300	289,500
	7	136,200	180,500	226,400	291,700
	8	137,300	182,200	227,500	293,900
	9	138,400	183,800	228,600	295,900
	10	139,500	185,600	230,600	298,000
	11	140,600	187,400	232,600	300,100
	12	141,700	189,200	234,600	302,200
	13	142,800	190,800	236,600	304,300
	14	144,100	192,600	238,600	306,400
	15	145,400	194,400	240,600	308,500
	16	146,700	196,200	242,600	310,600
	17	148,000	198,000	244,600	312,600
	18	149,500	199,800	246,600	314,700
	19	151,000	201,600	248,600	316,800
	20	152,500	203,400	250,600	318,900
	21	153,800	205,000	252,600	320,900
	22	155,300	206,900	254,600	323,000
	23	156,800	208,800	256,600	325,100
	24	158,300	210,700	258,600	327,200
	25	159,700	212,600	260,500	329,100
	26	162,300	214,600	262,400	331,200
	27	164,900	216,600	264,300	333,300
	28	167,500	218,600	266,200	335,400
	29	170,200	220,400	268,200	337,300
	30	171,900	222,400	270,100	339,300
	31	173,600	224,400	272,000	341,300
	32	175,300	226,400	273,900	343,300
	33	176,800	228,300	275,800	345,200
	34	178,600	230,200	277,700	347,100
	35	180,400	232,100	279,600	349,000
	36	182,200	234,000	281,500	350,900

	37	183 800	235 700	283 200	352 800
	38	185 300	237 300	285 100	354 400
	39	186 800	238 900	287 000	356 000
	40	188 300	240 500	288 900	357 600
	41	189 600	242 100	290 600	359 300
	42	190 900	243 700	292 400	360 500
	43	192 200	245 300	294 200	361 700
	44	193 500	246 900	296 000	362 900
	45	194 900	248 400	297 900	363 900
	46	196 200	250 000	299 600	365 000
	47	197 500	251 600	301 300	366 100
	48	198 800	253 200	303 000	367 200
	49	200 000	254 600	304 700	368 100
	50	201 300	255 500	306 400	368 800
	51	202 600	256 400	308 100	369 500
	52	203 900	257 300	309 800	370 200
	53	205 100	258 000	311 300	370 800
	54	206 300	259 200	312 900	371 500
	55	207 500	260 400	314 500	372 200
	56	208 700	261 600	316 100	372 900
	57	210 000	262 900	317 800	373 400
	58	211 100	264 100	319 400	374 100
	59	212 200	265 300	321 000	374 800
	60	213 300	266 500	322 600	375 500
	61	214 400	267 600	324 100	376 000
	62	215 600	268 800	325 300	376 700
	63	216 800	270 000	326 500	377 400
	64	218 000	271 200	327 700	378 100
	65	219 200	272 200	328 800	378 600
	66	220 500	273 300	331 100	379 300
	67	221 800	274 400	333 400	380 000
	68	223 100	275 500	335 700	380 700
	69	224 200	276 600	338 100	381 200
	70	225 400	277 700	340 400	381 800
	71	226 600	278 800	342 700	382 400
	72	227 800	279 900	345 000	383 000
再任 用職 員以 外の 職員	73	229 000	281 000	347 400	373 700
	74	230 200	281 900	348 500	384 300
	75	231 400	282 800	349 600	384 900
	76	232 600	283 700	350 700	385 500
	77	233 800	284 600	351 900	386 200
	78	235 000	285 400	352 900	386 800
	79	236 200	286 200	353 900	387 400
	80	237 400	287 000	354 900	388 000
	81	238 600	287 900	355 900	388 700
	82	239 600	288 700	356 800	389 300
	83	240 600	289 500	357 700	389 900
	84	241 600	290 300	358 600	390 500

85	242,700	291,100	359,500	391,200
86	243,700	291,700	360,400	391,800
87	244,700	292,300	361,300	392,400
88	245,700	292,900	362,200	393,000
89	246,700	293,400	363,100	393,700
90	247,600	294,000	364,000	394,300
91	248,500	294,600	364,900	394,900
92	249,400	295,200	365,800	395,500
93	250,400	295,700	366,500	396,200
94	251,200	296,300	367,400	396,800
95	252,000	296,900	368,300	397,400
96	252,800	297,500	369,200	398,000
97	253,600	297,900	369,900	398,700
98	254,200		370,800	399,300
99	254,800		371,700	399,900
100	255,400		372,600	400,500
101	255,900		373,300	401,200
102	256,400		374,200	401,800
103	256,900		375,100	402,400
104	257,400		376,000	403,000
105	258,000		376,700	403,700
106	258,500		377,600	404,300
107	259,000		378,500	404,900
108	259,500		379,400	405,500
109	259,900		380,100	406,200
110	260,200		381,000	406,800
111	260,500		381,900	407,400
112	260,800		382,800	408,000
113	261,200		383,500	408,700
114	261,600		384,400	
115	262,000		385,300	
116	262,400		386,200	
117	262,600		386,900	
118			387,500	
119			388,100	
120			388,700	
121			389,200	
122			389,800	
123			390,400	
124			391,000	
125			391,500	
126			392,100	
127			392,700	
128			393,300	

	129			393,800	
	130			394,400	
	131			395,000	
	132			395,600	
		186,800			
	133			396,100	
	134			396,700	
	135			397,300	
	136			397,900	
	137			398,400	
再任用職員			214,600	244,600	279,400

備考(一) この表の「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員をいう。

(二) この表の「再任用職員以外の職員」とは、現業職員のうち再任用職員を除いた現業職員をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(職務の級及び号給の切替え)

2 平成十八年四月一日(以下「切替日」といふ。)の前日において、改正前の県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定により現業職員給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級(以下「新級」といふ。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」といふ。)に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とし、切替日におけるその者の号給(以下「新号給」といふ。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」といふ。)及びその者が旧号給を受けていた期間(三重県教育委員会(以下「県委員会」といふ。)が定める職員においては、県委員会の定める期間、以下「経過期間」といふ。)に応じて附則別表第一に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額切替え)

3 切替日の前日において、現業職員給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、県委員会が定める。

(特定の号給以上の職員の昇給の特例)

4 前二項の規定により職務の級及び号給を切り替えられた職員のうち、新級が三級で新号給が七十二号給以上となる職員の切替日後の最初の昇給については、県委員会の定めるようにする。

5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県委員会が定める。

附則別表第一 職務の級の切替表(附則第2項関係)

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	
5 級	4 級

附則別表第二(附則第2 項関係)

現業職員給料表の適用を受ける 職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満	1	1	1	17	1
	3月以上6月未満	2	1	1	18	2
	6月以上9月未満	3	1	1	19	3
	9月以上12月未満	4	1	1	20	4
	12月以上	5	1	1	21	5
2	3月未満	5	1	1	21	5
	3月以上6月未満	6	2	1	22	6
	6月以上9月未満	7	3	1	23	7
	9月以上12月未満	8	4	1	24	8
	12月以上	9	5	1	25	9
3	3月未満	9	5	1	25	9
	3月以上6月未満	10	6	1	26	10
	6月以上9月未満	11	7	1	27	11
	9月以上12月未満	12	8	1	28	12
	12月以上	13	9	1	29	13
4	3月未満	13	9	1	29	13
	3月以上6月未満	14	10	2	30	14
	6月以上9月未満	15	11	3	31	15
	9月以上12月未満	16	12	4	32	16
	12月以上	17	13	5	33	17
5	3月未満	17	13	5	33	17
	3月以上6月未満	18	14	6	34	18
	6月以上9月未満	19	15	7	35	19
	9月以上12月未満	20	16	8	36	20
	12月以上	21	17	9	37	21
6	3月未満	21	17	9	37	21
	3月以上6月未満	22	18	10	38	22
	6月以上9月未満	23	19	11	39	23
	9月以上12月未満	24	20	12	40	24
	12月以上	25	21	13	41	25
7	3月未満	25	21	13	41	25
	3月以上6月未満	26	22	14	42	26
	6月以上9月未満	27	23	15	43	27
	9月以上12月未満	28	24	16	44	28
	12月以上	29	25	17	45	29
8	3月未満	29	25	17	45	29
	3月以上6月未満	30	26	18	46	30
	6月以上9月未満	31	27	19	47	31
	9月以上12月未満	32	28	20	48	32
	12月以上	33	29	21	49	33
9	3月未満	33	29	21	49	33
	3月以上6月未満	34	30	22	50	34
	6月以上9月未満	35	31	23	51	35
	9月以上12月未満	36	32	24	52	36
	12月以上	37	33	25	53	37
10	3月未満	37	33	25	53	37
	3月以上6月未満	38	34	26	54	38
	6月以上9月未満	39	35	27	55	39
	9月以上12月未満	40	36	28	56	40
	12月以上	41	37	29	57	41

11	3月未満	41	37	29	57	41
	3月以上6月未満	42	38	30	58	42
	6月以上9月未満	43	39	31	59	43
	9月以上12月未満	44	40	32	60	44
	12月以上	45	41	33	61	45
12	3月未満	45	41	33	61	45
	3月以上6月未満	46	42	34	62	46
	6月以上9月未満	47	43	35	63	47
	9月以上12月未満	48	44	36	64	48
	12月以上	49	45	37	65	49
13	3月未満	49	45	37	65	49
	3月以上6月未満	50	46	38	66	50
	6月以上9月未満	51	47	39	67	51
	9月以上12月未満	52	48	40	68	52
	12月以上	53	49	41	69	53
14	3月未満	53	49	41	73	53
	3月以上6月未満	54	50	42	74	54
	6月以上9月未満	55	51	43	75	55
	9月以上12月未満	56	52	44	76	56
	12月以上	57	53	45	77	57
15	3月未満	57	53	45	77	57
	3月以上6月未満	58	54	46	78	58
	6月以上9月未満	59	55	47	79	59
	9月以上12月未満	60	56	48	80	60
	12月以上	61	57	49	81	61
16	3月未満	61	57	49	81	61
	3月以上6月未満	62	58	50	82	62
	6月以上9月未満	63	59	51	83	63
	9月以上12月未満	64	60	52	84	64
	12月以上	65	61	53	85	65
17	3月未満	65	61	53	85	65
	3月以上6月未満	66	62	53	86	66
	6月以上9月未満	67	63	54	87	67
	9月以上12月未満	68	64	54	88	68
	12月以上	69	65	55	89	69
18	3月未満	69	65	55	89	69
	3月以上6月未満	70	66	55	90	70
	6月以上9月未満	71	67	56	91	71
	9月以上12月未満	72	68	56	92	72
	12月以上	73	69	57	93	73
19	3月未満	73	69	57	93	73
	3月以上6月未満	74	70	58	94	74
	6月以上9月未満	75	71	59	95	75
	9月以上12月未満	76	72	60	96	76
	12月以上	77	73	61	97	77
20	3月未満	77	73	61	97	77
	3月以上6月未満	78	73	61	98	78
	6月以上9月未満	79	74	61	99	79
	9月以上12月未満	80	74	62	100	80
	12月以上	81	75	62	101	81
21	3月未満	81	75	62	101	81
	3月以上6月未満	82	75	62	102	82
	6月以上9月未満	83	76	63	103	83
	9月以上12月未満	84	76	63	104	84
	12月以上	85	77	63	105	85

22	3月未満	85	77	63	105	85
	3月以上6月未満	86	78	64	106	86
	6月以上9月未満	87	79	64	107	87
	9月以上12月未満	88	80	64	108	88
	12月以上	89	81	65	109	89
23	3月未満	89	81	65	109	89
	3月以上6月未満	90	81	65	110	90
	6月以上9月未満	91	82	66	111	91
	9月以上12月未満	92	82	66	112	92
	12月以上	93	83	67	113	93
24	3月未満	93	83	67	113	93
	3月以上6月未満	94	83	67	114	94
	6月以上9月未満	95	84	68	115	95
	9月以上12月未満	96	84	68	116	96
	12月以上	97	85	69	117	97
25	3月未満	97	85	69	117	97
	3月以上6月未満	98	85	69	118	98
	6月以上9月未満	99	86	69	119	99
	9月以上12月未満	100	86	69	120	100
	12月以上	101	87	69	121	101
26	3月未満	101	87	69	121	101
	3月以上6月未満	102	87	70	122	102
	6月以上9月未満	103	88	70	123	103
	9月以上12月未満	104	88	70	124	104
	12月以上	105	89	70	125	105
27	3月未満	105	89	70	125	105
	3月以上6月未満	106	90	70	126	106
	6月以上9月未満	107	91	71	127	107
	9月以上12月未満	108	92	71	128	108
	12月以上	109	93	71	129	109
28	3月未満	109	93	71	129	
	3月以上6月未満	110	93	71	130	
	6月以上9月未満	111	94	71	131	
	9月以上12月未満	112	94	72	132	
	12月以上	113	95	72	133	
29	3月未満	113	95	72	133	
	3月以上6月未満	114	95	72	134	
	6月以上9月未満	115	96	72	135	
	9月以上12月未満	116	96	72	136	
	12月以上	117	97	73	137	
30	3月未満	117	97	73	137	
	3月以上6月未満	117	97	73	137	
	6月以上9月未満	117	97	73	137	
	9月以上12月未満	117	97	73	137	
	12月以上	117	97	73	137	

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十八年三月二十八日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第三十四号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二十五年以上勤続した者の退職に係る部分並びに二十年」を「十一年」に改める。

第二条の二中「から第五条まで」を「及び第六条の五」に、「及び」を「並びに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（一般の退職手当）

第二条の三 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三まで及び第六条から第六條の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第三条の見出しを「（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第一項中「次条第一項若しくは第三項又は第五条第一項若しくは第三項」を「次条又は第五条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上二十四年」を「十六年以上二十年」に、「百分の百二十」を「百分の百六十」に改め、同項に次の三号を加える。

四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

第三条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号中「五年」を「十年」に改め、同項第二号中「六年以上十年」を「十一年以上十五年」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「十一年」を「十六年」に、「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第四条の見出しを「（十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第一項中「一」を「いずれかに」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「二十年」を「十一年」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「二十年」を「十一年」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四号中「勤務学校」を「二十五年未満の期間勤続し、勤務学校」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「一」を「いずれかに」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の下に「（以下「退職日給料月額」といふ。）」を加え、同項第二号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以上二十四年」に、「百分の百五十」を「百分の二百」に改め、同項第四号を削り、同条第三項中「二十年」を「十一年」に、「一」を「いずれかに」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第五条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第一項中「一」を「いずれかに」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項に次の一号を加える。

五 二十五年以上の期間勤続し、勤務学校の移転により、県委員会の定める基準に基づき、退職した者

第五条第二項中「一」を「いずれかに」に、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第二号中「二十年」を「二十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「二十六年以上三十四年」に改め、同項第四号中「三十一年」を「三十五年」に、「百分の百五十」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「一」を「いずれかに」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第四項から第六項までを削る。

第五条の四を第五条の五とし、第五条の三を第五条の四とする。

第五条の二の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第一項各号の一」を「第五条第一項第一号から第四号までのいずれかに」に改め、「前条第二項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」とする」を「第五条第二項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。」に改め、同条に次の表を加え、同条を第五条の三とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第二項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額

第五條の二第一項 第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第五條の二第一項 第二号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額に、
第五條の二第一項 第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三條の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第五條の次に次の一条を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五條の二 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三條の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - イ その者に対する退職手当の基本額が前三條の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
  - ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第七條の二第四項、第八條第三項又は第十三條の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第七條第五項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第八條第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第七條第五項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日以前の期間)を除く。)をいう。

- 一 職員としての引き続きいた在職期間
- 二 第七條第五項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間
- 三 第七條第五項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間
- 四 第七條第五項第二号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間
- 五 第七條第五項第三号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間、特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間
- 六 第七條第五項第四号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間
- 七 第七條第五項第五号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間
- 八 第七條第五項第六号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員とし

- ての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- 九 第七条第五項第七号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- 十 第七条第六項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- 十一 第七条の二第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- 十二 第七条の二第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- 十三 第七条の二第三項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- 十四 第七条の二第三項第二号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- 十五 第七条の二第三項第三号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- 十六 第七条の二第三項第四号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- 十七 第七条の二第三項第五号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- 十八 第七条の二第三項第六号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- 十九 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間

第六条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第五条の二」を「第五条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額
- 二 六十未満 特定減額前給料月額に第五条の二第一項第二号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	第三条から第五条まで	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
	これらの	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の
第六条の二	第五条の二第一項の	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の
	同項第二号口	第五条の三の規定により読み替えて適用する同項第二号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第六条の二第一号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額

第六条の二第二号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
	第五条の二第一項第二号ロ	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第五条の三の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、同法第二十九条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業その他これらに準する事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）とに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 五万四千五百五十円
- 二 第二号区分 五万円
- 三 第三号区分 四万五千八百五十円
- 四 第四号区分 四万七千七百円
- 五 第五号区分 三万三千三百五十円
- 六 第六号区分 二万五千元
- 七 第七号区分 二万八百五十円
- 八 第八号区分 一万六千七百円
- 九 第九号区分 零

- 2 退職した者の基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第十九号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第一項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
  - 一 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第一項第一号から第七号まで又は第九号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第八号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
  - 二 退職した者でその勤続期間が四年以下のもの及び第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第六条の五 第五条第一項各号のいずれかに該当する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の三、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十
- 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十

三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十

四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

2 前項の「基本給月額」とは、給与条例の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。

第七条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項中「地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）同法第二十九条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。）」を「休職月等」に改め、同条第七項中「第四条又は第五条第一項」を「第四条第一項及び第二項又は第五条第一項及び第二項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第九項中「第五条第四項又は第十条の規定による」を「前条又は第十条の規定により」に改め、同条第十項中「規定による」を「規定により」に改める。

第八条第一項中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- 一 第三条第一項及び第五条の二の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が九年以下のもの
- 二 その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で規則で定めるもの

第十二条第三項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第十二条の三第一項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第十二条の二第一項及び第五項並びに第十二条の三第一項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第九項中「第三条から第五条の二まで、第六条」を「第二条の三から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで」に改め、同項第一号中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改め、同項第二号中「第四条（）」を「公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十四号、以下この号において「条例第三十四号」といふ。）による改正前の第四条（）」に、「同条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に、「第五条」を「条例第三十四号による改正前の第五条」に、「第四条第二項」を「条例第三十四号による改正前の第四条第二項」に改める。

附則第十七項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

附則第十八項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第十九項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第二十一項中「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

附則に次の一項を加える。

25 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額の減額改定で県委員会が人事委員会と協議して定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する給与条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」といふ。）以後に退職することによりこの条例による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」といふ。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例（附則第四項において「旧条例」といふ。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第十七項から第十九項まで、附則第九項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年三重県条例第三十九号、以下この項及び附則第四項において「条例第三十九号」といふ。）附則第二項、附則第十項の規定による

改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年三重県条例第五十九号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十九号」という。）附則第三項、附則第十一項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十八年三重県条例第四十四号。以下この項及び附則第四項において「条例第四十四号」という。）附則第五項から第八項まで並びに附則第十二項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年三重県条例第六十二号。以下この項及び附則第四項において「条例第六十二号」という。）附則第十三項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第十七項から第十九項まで、附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の条例第三十九号附則第二項、附則第十項の規定による改正後の条例第五十九号附則第三項、附則第十一項の規定による改正後の条例第四十四号附則第五項から第八項まで並びに附則第十二項の規定による改正後の条例第六十二号附則第十三項の規定により計算した退職手当の額（附則第四項において「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 3 職員のうち新条例第七条第五項及び第六項並びに第七条の二第一項から第三項までの規定により新条例第五条の二第二項第二号から第十九号までの規定に規定する期間が新条例第七条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続きいた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則（三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則をいう。）で定める額」とする。
- 4 職員が施行日以後平成二十一年三月三十一日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第十七項から第十九項まで、附則第九項の規定による改正前の条例第三十九号附則第二項、附則第十項の規定による改正前の条例第五十九号附則第三項、附則第十一項の規定による改正前の条例第四十四号附則第五項から第八項まで並びに附則第十二項の規定による改正前の条例第六十二号附則第十三項の規定により計算した退職手当の額（以下この項において「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
  - 一 退職した者でその勤続期間が二十五年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が十万円を超える場合には、十万円）
    - イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の五に相当する額
    - ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
  - 二 施行日以後平成十九年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が百万円を超える場合には、百万円）
    - イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の七十に相当する額
    - ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
  - 三 平成十九年四月一日以後平成二十一年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が五十万円を超える場合には、五十万円）
    - イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の三十に相当する額
    - ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- 5 附則第三項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則（三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則をいう。）で定める額」とする。
- 6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第五条の二の規定の適用については、同条第一項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十四号）附則第二項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。
- 7 新条例第六条の四の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成八年四月一日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一項	その者の基礎在職期間（	平成八年四月一日以後のその者の基礎在職期間（
第二項	基礎在職期間	平成八年四月一日以後の基礎在職期間

- 8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則（三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則をいう。）で定める。  
（公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 9 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年三重県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「退職手当を」を「退職手当の基本額を」に改め、同項第一号中「または勤しよつ」を「又は勤業」に、「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改める。  
（公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 10 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年三重県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。  
附則第三項中「第三条から第五条まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改め、同項第二号中「第六条の規定に該当する」を「第六条又は第六条の二の規定に該当する」に、「第六条の規定により計算した」を「第二条の三、第三条、第五条から第五条の三まで及び第六条から第六条の四までの規定により計算した」に改める。  
（公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 11 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。  
附則第五項中「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条の二」を「第五条の三」に改める。  
附則第六項中「第四条（」を「第三条第一項（」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第四条及び」を「第三条第一項及び第五条の二並びに」に改める。  
附則第七項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条及び第五条の二並びに」を「第五条から第五条の三まで及び」に改める。  
附則第八項中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。  
附則第十四項中「第三条から第五条の二までの」を「第二条の三及び第六条の五の」に、「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。  
（公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 12 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。  
附則第十三項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条の」を「同項の」に改める。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十五年  
三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第二十一号）の

一部を次のように改正する。

目次中「給料月額」を「号給」に、「第七章 昇給期間の短縮（第二十八条 第三十一条）」を「第七章 削除」に改める。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第四章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第十条第一項第二号口中「八級」を「六級」に改める。

第十一条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に、「第二十二條第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号から第三号まで又は第二十三條第一項第一号若しくは第二号」を「第二十二條第一項又は第二十三條第一項」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に改める。

第十三条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「の教」の下に「に四を乗じて得た数」を加える。

第十四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「十八月（第一号から第三号までに掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち五年までの年数及び第四号に掲げる者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、十二月）」を「十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十八月）」に改め、「これを切り捨てた数」の下に「に四（新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三）を乗じて得た数」を加え、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 新たに職員となつた経験年数を有する者の号給の決定について、前二項の規定による場合には他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して第一項の規定による号給の範囲内で別に定めることができる。

第十五条の見出し、第十六条（見出しを含む）、第十七条（見出しを含む）及び第十八条（見出しを含む）中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十二條の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表（別表第七）の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第二十二條第二項を削り、同条第三項中「前二條」を「前三條」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条に次の一項を加える。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、県委員会が人事委員会と協議して定める号給とする。

第二十三條の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

第二十三條第三項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは」を「により職員の号給を決定することが著しく不適当と認められる場合には」に、「給料月額」を「号給」に改め、同条第四項中「当該降格後の」の下に「号給の」を加え、「第一項各号」を「第一項」に改める。

第二十五條の見出し及び同条第一項（第二号を除く）中「給料月額」を「号給」に改め、同項第一号中「昭和十七年十月一日（以下「基準日」という。）以後に新たに職員となつた者（次号に掲げる者を除く。）」を「次号に掲げる者以外の者」に、「時」を「とき」に改め、同項第二号中「基準日の前日から引き続き在職する職員及び基準日以後に新たに職員となり」を削り、「給料月額」を「初任給」に、「こととなる給料月額」を「こととなる号給」に改め、同条第二項及び第三項中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十七條（見出しを含む）中「給料月額」を「号給」に改める。

第七章及び第八章を次のように改める。

#### 第七章 削除

第二十八條から第三十一條まで 削除

#### 第八章 昇給

##### （昇給日）

第三十二條 条例第十一条第一項の規定で定める日は、第三十七條又は第三十八條に定めるものを除き、毎年一月一日（以下「昇給日」という。）とする。

##### （勤務成績の証明）

第三十三條 条例第十一条第一項の規定による昇給（第三十七條又は第三十八條に定めるところにより行うものを除く。第三十五條において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(良好な成績で勤務した場合の昇給の号給数を三号給とする職員)

第三十四条 条例第十一条第二項の規則で定める職員は、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(昭和三十年三重県人事委員会規則 第四号)別表第六に掲げる職を占める職員及びこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める職員(以下「特定職員」といふ。)とする。

(職員の昇給の号給数等)

第三十五条 職員を条例第十一条第一項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(以下「基準号給数」といふ。)とする。

2 職員の基準号給数は、第三十三条に規定する勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。ただし、各号八に該当するもので県委員会が昇給させることが相当でないとする職員は、昇給しない。

一 特定職員

- イ 勤務成績が特に良好である職員 四号給以上(条例第十一条第三項の規定の適用を受ける職員(以下この項において「高齢層職員」といふ。)にあつては、三号給以上)
- ロ 勤務成績が良好である職員 三号給(高齢層職員にあつては、二号給)
- ハ 勤務成績が良好であると認められない職員 一号給以下(高齢層職員にあつては、一号給以下)

二 特定職員以外の職員

- イ 勤務成績が特に良好である職員 五号給以上(高齢層職員にあつては、三号給以上)
- ロ 勤務成績が良好である職員 四号給(高齢層職員にあつては、二号給)
- ハ 勤務成績が良好であると認められない職員 三号給以下(高齢層職員にあつては、一号給以下)

3 前項の規定にかかわらず、県委員会が人事委員会と協議して定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間(当該期間の中途において新たに職員となつた職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。以下この項において「基準期間」といふ。)の六分の二に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員にあつては、前項に掲げる職員の区分に応じ同項第一号ハ又は第二号ハに該当するものとみなして、前二項の規定を適用する。ただし、当該職員のうち、基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員にあつては、昇給しない。

4 前項の規定により基準号給数を決定(昇給させない決定を含む。以下この項において同じ。)することとした場合に、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該基準号給数に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。

5 前年の昇給日以後に新たに職員となつた職員又は同日以後に第二十一条第三項、第二十五条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第四十一条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、基準号給数に、その者の新たに職員となつた日(県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては、県委員会が人事委員会と協議して定める日)又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)を十二月で除した数を乗じて得た数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては、県委員会が人事委員会と協議して定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

6 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十四条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

7 一の昇給日において第二項の規定により同項に掲げる職員の区分に応じ第一号イ又は第二号イに該当するものとして決定する基準号給数(同項第一号イ又は第二号イに該当するものとして基準号給数を決定する職員について、当該職員を同項第一号ロ又は第二号ロに該当するものとみなして決定する基準号給数を超える号給数に限る。)の合計は、県委員会が人事委員会と協議して定める号給数を超えてはならない。

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

第三十六条 条例第十一条第三項の規則で定める職員は、五十五歳に達した日以降の年齢特定日(直近の三月三十一日をいふ。)を超えて在職する職員とする。

(研修、表彰等による昇給)

第三十七条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、県委員会が人事委員会と協議

して定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第十一条第一項の規定による昇給をさせることができる。

- 一 あらかじめ計画された研修に参加し、特に良好な成績を修めたと認定された場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
  - 二 職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
  - 三 定員の減少若しくは組織の改廃又は予算の減少により過員又は廃職を生じたことにより退職する場合 退職の日
- (特別の場合の昇給)

第三十八条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は身体若しくは精神に著しい障害を有することとなつた場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して定める日に、条例第十一条第一項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第三十九条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第四十条 削除

第九章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第四十一条(見出しを含む)中「給料月額」を「号給」に、「第二十一条第五項」を「第二十一条第三項」に改める。

第四十二条の見出し中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同条第一項中「専従許可」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可(以下この条において「専従許可」という。）」に改め、「(以下「調整期間」という。）」を削り、「又は復職等の日から一年以内の第三十四条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十二条の二(見出しを含む)中「給料月額」を「号給」に改める。

第四十三条中「(昇給期間の短縮を含む。）」を削る。

第四十四条中「給料月額」を「号給」に改める。

別表第一イの表中「又は養護教諭」を「養護教諭又は栄養教諭」に改める。

別表第一ロの表中「市町村立学校」を「市町立学校」に、「市町村立」を「市町立」に、「又は養護教諭」を「養護教諭又は栄養教諭」に改める。

別表第一ニの表を次のように改める。

ii 行政職給料表別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う 職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 職務
3 級	1 主査又は県立学校の事務次長の職務 2 主任の職務
4 級	1 主幹又は県立学校の事務長の職務 2 困難な業務を行う 主査又は県立学校の困難な業務を行う 事務次長の職務
5 級	1 県立学校の困難な業務を行う 事務長又は市町立学校の総括主幹の職務 2 困難な業務を行う 主幹の職務
6 級	県立学校の特に困難な業務を行う 事務長又は市町立学校の調整監の職務

東京都立総合教育センター

別表第2（第4条関係）級別資格基準表

イ 高等学校等教育職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
教 頭	大 学 卒		0
	短 大 卒		0
教 諭 養護教諭 栄養教諭	大 学 卒		0
	短 大 卒		2.5 2.5
助 教 諭 養護助教諭 講 師 寄宿舎指導員 実 習 助 手	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
	高 校 卒	0	別に定める

備考

- この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の又は2の区分に属する者にあつてはその年数に1年を、同表の1の4の区分に属する者にあつてはその年数に6月を加えた年数）とする。

基 礎 学 歴	調 整 年 数		
	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
高 校 3 卒	4 年	2 年	
高 校 2 卒	5 年	3 年	1 年

注 基礎学歴欄の学歴免許等の区分については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- 教諭のうち教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第8項の規定により高等学校教諭の1種免許状を授与された者（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）による改正前の教育職員免許法附則第8項の規定により高等学校教諭2級普通免許状を授与された者を含む。）に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」区分によるものとする。この場合において、この表の職務の級2級欄に定める必要経験年数については「別に定める」とされているものを除き、1年とする。

ロ 中学校、小学校教育職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
教 頭	大 学 卒		0
	短 大 卒		0
教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭	大 学 卒		0
	短 大 卒		0
助 教 諭 養 護 助 教 諭	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
講 師	大 学 卒	0	別に定める
	高 校 卒	0	別に定める

備考

この表を適用する場合における職員の経験年数については、イの高等学校等教育職給料表級別資格基準表の備考第1項の規定を準用する。

ハ 学校栄養職員給料表級別資格基準表

試 験		学歴免許等	職 務 の 級		
			1 級	2 級	3 級
正規の 試 験	B 試験			2.5	5
			0	2.5	8

備考

この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ニ 行政職給料表級別資格基準表

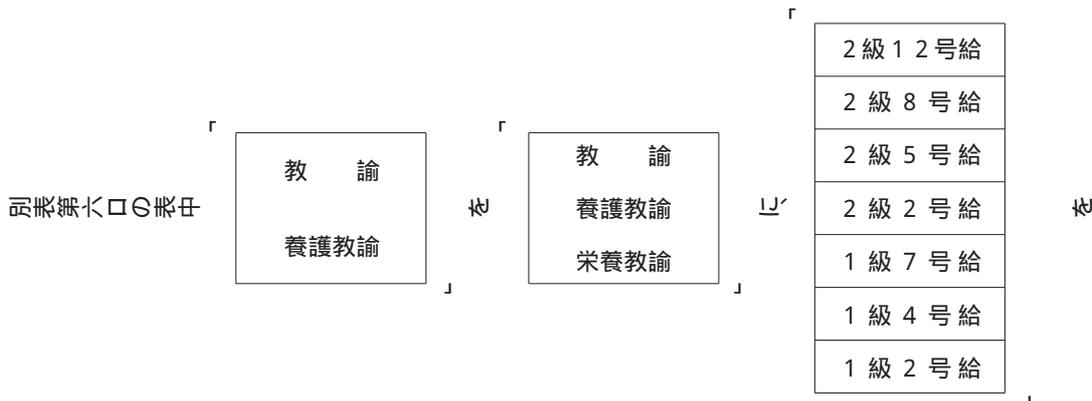
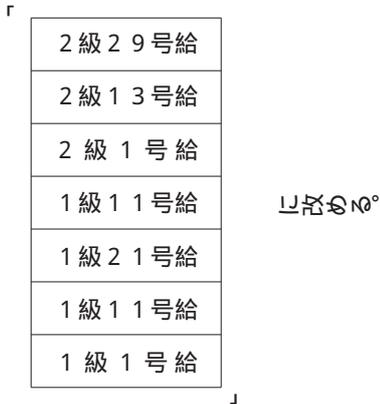
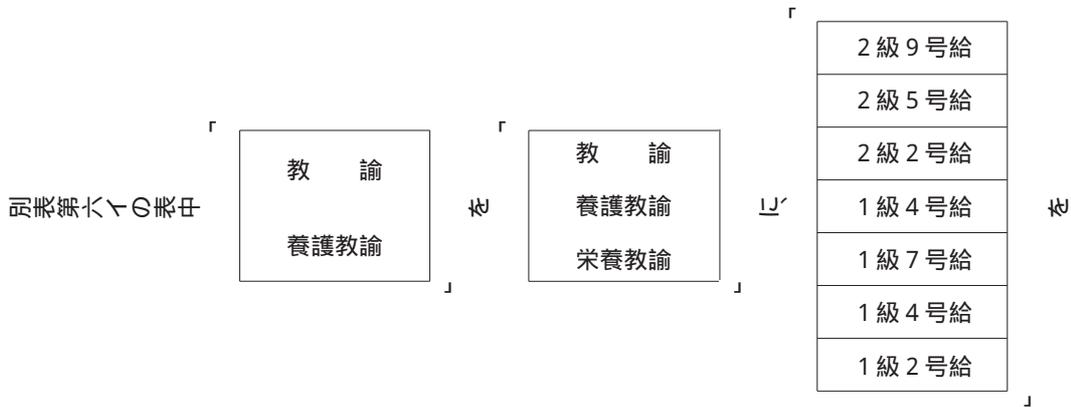
試 験		学歴免許等	職 務 の 級				
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
正 規 の	A 試験	大 学 卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	B 試験	短 大 卒		5.5	4	4	2
			0	6	10	14	16

試験	C 試験	高 校 卒		8	4	4	2
			0	8	12	16	18
そ の 他		中 学 卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考

三重県立水産高等学校の技術職員で船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける者のうち、その学歴免許等欄が「中学卒」となる者については、次の表に定めるところによる。

職 務 の 級				
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	11	4	4	2
0	11	15	19	21



「

2 級4 1 号給
2 級2 5 号給
2 級1 3 号給
2 級 3 号給
1 級2 1 号給
1 級1 1 号給
1 級 1 号給

」

に改める。

別表第六の表中

1 級4 号給
---------

を

1 級11号給
---------

に改める。

別表第六の表中

「

2 級2 号給
1 級5 号給
1 級3 号給
1 級2 号給

」

を

「

1 級25号給
1 級15号給
1 級5 号給
1 級1 号給

」

に、同表備考中「1号給」を「4号給」と

改める。

別表第七を次のように改める。

別表第7（第22条関係）昇格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10

51	31	1	11
52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	14
55	34	3	15
56	34	4	16
57	35	5	17
58	35	6	18
59	36	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	37
79	48	27	38
80	48	28	38
81	49	29	39
82	49	30	39
83	49	31	40
84	50	32	40
85	50	33	41
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	

103	58	50	
104	58	50	
105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	
109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66	64	
139	67	64	
140	67	64	
141	67	65	
142	67	65	
143	67	66	
144	67	66	
145	67	67	
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		

ロ 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1

51	42	3	1
52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16
73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21
78	57	30	22
79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	31
95	64	47	32
96	64	48	32
97	65	49	33
98	65	50	33
99	65	51	34
100	65	52	34
101	66	53	35
102	66	54	

103	66	55	
104	66	56	
105	67	57	
106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	
116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	
120	70	68	
121	71	69	
122	71	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	
132		74	
133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	
138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	
150		83	
151		84	
152		84	
153		85	
154		86	
155		87	
156		88	
157		89	

八 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	1	2
19	1	3	1	3
20	1	4	1	4
21	1	5	1	5
22	2	6	1	6
23	3	7	1	7
24	4	8	1	8
25	5	9	1	9
26	6	10	1	10
27	7	11	1	11
28	8	12	1	12
29	9	13	1	13
30	10	14	1	14
31	11	15	1	15
32	12	16	1	16
33	13	17	1	17
34	14	18	2	18
35	15	19	3	19
36	16	20	4	20
37	17	21	5	21
38	18	22	6	22
39	19	23	7	23
40	20	24	8	24
41	21	25	9	25
42	22	26	10	26
43	23	27	11	27
44	24	28	12	28
45	25	29	13	29
46	26	30	14	30
47	27	31	15	31
48	28	32	16	32
49	29	33	17	33
50	29	34	18	33

51	30	35	19	34
52	30	36	20	34
53	31	37	21	35
54	31	38	22	35
55	32	39	23	36
56	32	40	24	36
57	33	41	25	37
58	34	42	25	37
59	35	43	26	37
60	36	44	26	38
61	37	45	27	38
62	37	46	27	38
63	38	47	28	39
64	38	48	28	39
65	39	49	29	39
66	39	50	29	40
67	40	51	30	40
68	40	52	30	40
69	41	53	31	41
70	41	53	31	41
71	42	54	32	42
72	42	54	32	42
73	43	55	33	43
74	43	55	33	43
75	44	56	33	44
76	44	56	33	44
77	45	57	34	45
78	45	57	34	45
79	45	58	34	46
80	46	58	34	46
81	46	59	35	47
82	46	59	35	47
83	47	60	35	48
84	47	60	35	48
85	47	61	36	49
86		61	36	
87		61	36	
88		61	36	
89		61	37	
90		62	37	
91		62	37	
92		62	37	
93		62	37	
94		62	38	
95		63	38	
96		63	38	
97		63	38	
98		63	38	
99		63	39	
100		64	39	
101		64	39	
102		64	39	

103		64	39	
104		64	40	
105		65	40	
106			40	
107			40	
108			40	
109			41	
110			41	
111			42	
112			42	
113			43	

ニ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	14	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15	14
38	6	22	22	30	30	23	25	15	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16	15
42	10	26	26	34	34	25	27	16	
43	11	27	27	35	35	26	28	16	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	29	17	
46	14	30	30	38	38	27	29		
47	15	31	31	39	39	28	30		
48	16	32	32	40	40	28	30		
49	17	33	33	41	41	29	31		
50	18	34	34	42	41	29	31		

51	19	35	35	43	42	29	32		
52	20	36	36	44	42	30	32		
53	21	37	37	45	43	30	33		
54	22	38	38	46	43	30	33		
55	23	39	39	47	44	31	34		
56	24	40	40	48	44	31	34		
57	25	41	41	49	45	31	35		
58	25	41	42	50	45	32	35		
59	26	42	43	51	46	32	36		
60	26	42	44	52	46	32	36		
61	27	43	45	53	47	33	37		
62	27	43	45	54	47	33			
63	28	44	45	55	48	34			
64	28	44	46	56	48	34			
65	29	45	46	57	49	35			
66	29	45	46	58	49	35			
67	30	46	47	59	50	36			
68	30	46	47	60	50	36			
69	31	47	47	61	51	37			
70	31	47	48	62	51	37			
71	32	48	48	63	52	38			
72	32	48	48	64	52	38			
73	33	49	49	65	53	39			
74	33	49	49	66	54	39			
75	34	49	49	67	55	40			
76	34	49	50	68	56	40			
77	35	50	50	69	57	41			
78	35	50	50	70	58				
79	36	50	51	71	59				
80	36	50	51	72	60				
81	37	51	51	73	61				
82	37	51	52	74	62				
83	38	51	52	75	63				
84	38	51	52	76	64				
85	39	52	53	77	65				
86	39	52	53	78					
87	40	52	53	79					
88	40	52	53	80					
89	41	53	54	81					
90	41	53	54	82					
91	42	53	54	83					
92	42	53	54	84					
93	43	53	55	85					
94		54	55						
95		54	55						
96		54	55						
97		54	56						
98		54	56						
99		55	56						
100		55	56						
101		55	57						
102		55	57						

103		55	58						
104		56	58						
105		56	59						
106		56	59						
107		56	60						
108		56	60						
109		57	61						
110		57	61						
111		57	62						
112		57	62						
113		58	63						
114		58							
115		58							
116		58							
117		59							
118		59							
119		59							
120		59							
121		60							
122		60							
123		60							
124		60							
125		61							

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第七の二を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(初任給基準表の読替え)

- 2 平成十八年四月一日以後に新たに職員となり、号給の決定について第十一条の規定の適用を受けることとなる者に対する別表第六の規定の適用については、当分の間、同表の初任給欄に掲げられている号給(同表の備考に別段の定めがある場合の当該号給を含む。)を四号給上位の号給に読み替えるものとする。

(改正給与条例附則第二項適用職員の在級年数等に関する経過措置)

- 3 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第三十二号)附則第二項の規定によりその者の平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(次項において「改正給与条例附則第二項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十五年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第二十一号<sup>三重県教育委員会規則</sup>)

別表第二の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定に定められた職務の級に在級する期間に通算する。

- 1 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表の二級又は五級であつた職員 旧級及び旧級の二級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

- 2 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

- 4 改正給与条例附則第二項適用職員に係る切替日以後の職務の級の二級上位の職務の級への昇格(切替日から平成十九年三月三十一日までの間における新規則第十九条の規定によるものに限る。)については、同条第三項中「現に属する職務の級に在級する年数が一年に満たない」とあるのは、「平成十八年三月三十一日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、行政職給料表の二級又は五級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であつた職員にあつては、旧級及び旧級の二級下位の職務の級並びに公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第三十二号)附則第二項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に在級する年数が通算一年に満たない職員、

旧級が同条例附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあつては、旧級及び新級に在級する年数が通算一年に満たない」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 5 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第二十二條又は第二十三條の規定を適用する。

(平成十九年一月一日までの間における職員の昇給の号給数の特例)

- 6 平成十九年一月一日までの間における新規則第三十五條第三項及び第五項の規定の適用については、同條第三項中「昇給日前一年間」とあるのは、「平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの期間」と、同條第五項中「前年の昇給日以後に新たに職員となつた職員又は同日以後に第二十二條第三項、第二十五條第二項(第二十七條において準用する場合を含む。)若しくは第四十一條の規定により号給を決定された職員」とあるのは「平成十九年一月一日における職員」と、「その者の新たに職員となつた日(県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては、県委員会が人事委員会と協議して定める日)又は号給を決定された日」とあるのは「平成十八年四月一日(同日後に新たに職員となつた職員又は同日後に第二十二條第三項、第二十五條第二項(第二十七條において準用する場合を含む。)若しくは第四十一條の規定により号給を決定された職員にあつては、新たに職員となつた日(県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては、県委員会が人事委員会と協議して定める日)又は号給を決定された日)」とする。

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 7 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十七年三月二十六日)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

- 8 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成九年十二月二十四日)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十年四月一日」を「平成十八年三月三十一日までの間、平成十年四月一日」に改め、「当分の間」を削る。

- 9 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年三月二十八日)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の地域手当に関する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則 第二号  
三重県教育委員会規則

公立学校職員の地域手当に関する規則

(趣旨)

第一条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「条例」といふ。)第十五條の二の規定に基づき公立学校職員の地域手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(支給地域及び支給学校)

第一条 条例第十五條の二第一項前段の規則で定める地域は別表に掲げる地域とし、同項後段の学校で規則で定めるものは別表に掲げる地域に所在する学校と同様に取り扱つことが適当であると三重県教育委員会(以下「県委員会」といふ。)が三重県人事委員会(以下「人事委員会」といふ。)と協議して認める学校とする。

第二条 条例第十五條の二第二項の地域手当の級地は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第十五條の二第二項第六号の規則で定める地域は三重県の地域とし、同号の規則で定める学校は当該地域に所在する学校と同様に取り扱つことが適当であると県委員会が人事委員会と協議して認める学校とする。

第四条 他の職員との均衡上、前二条の規定により難しい場合にあつては、県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。

(端数計算)

第五条 条例第十五条の二第二項の規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第二十三条第四項及び第五項、第二十四条第三項並びに第二十八条に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、県委員会と人事委員会が協議して定める。

附 則

- この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 平成二十二年三月三十一日までの間における条例第十五条の二第二項各号の規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第二項関係)

支給割合	支給地域
百分の十三	別に定める地域
百分の十一	
百分の十	
百分の七	
百分の六	
百分の五	
百分の四	
百分の三	
百分の二	第三条第二項に掲げる地域 別に定める地域
百分の一	

別表(第二条、第三条関係)

級 地	支給地域
一級地	別に定める地域
二級地	
三級地	
四級地	
五級地	
六級地	第三条第二項に掲げる地域 別に定める地域

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十五年 三重県人事委員会規則 第一号)の一部を次のように改正する。  
三重県教育委員会規則 第一号

第八条の三第一号中「及び第二号に定める額」の下に「(同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額)」を、「合計額」の下に「(同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額)」を加える。

第九条の次に次の二条を加える。

(駐車施設及び駐車施設利用職員)

第九条の二 条例第十六条第二項第三号に規定する駐車施設は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 通勤のために常例として利用しているものであること。

- 一 駐車施設を利用することとなる場所の周辺において、他に無料で、かつ、利用可能なものがないこと。
  - 二 交通機関から自動車等へ又は自動車等から交通機関へ乗り継ぐための駐車施設で、当該交通機関の駅又は停留所等の周辺にあるものであること。
  - 三 駐車料金（条例第十六条第二項第三号に規定する駐車料金をいう。次条において同じ。）が月又は年を単位として定められているものであること。
- 2 条例第十六条第二項第三号に規定する駐車施設利用職員は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 自動車等を使用する区間の距離が片道二十キロメートル以上である職員
  - 二 自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員
- （駐車料金の額）

第九条の三 条例第十六条第二項第三号に規定する駐車料金の額に相当する額は、次の各号に掲げる額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 一 駐車料金が、一箇月を単位として定められている場合はその額、複数の月単位又は年単位で定められている場合は当該駐車料金をその契約期間月数で除して得た額
- 二 前条第一項に規定する駐車施設を二以上利用する場合にあつては、それぞれの駐車施設ごとに前号の規定により計算して得た額の合計額

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の期末手当及び勤労手当に関する規則（昭和三十九年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次の  
三重県教育委員会規則

ように改正する。

第四条の二第一項中「四級」を「三級」に改める。

第十三条第一号中「百分の九十」を「百分の百四十五」に改める。

別表第一行政職給料表の項中「八級」を「六級」に、「七級及び六級」を「五級及び四級」に、「五級及び四級」を「三級」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和三十九年 三重県人事委員会規則 第十号）の一部を次の  
三重県教育委員会規則

ように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	5,000	5,400	10,700	17,100
	2	5,000	5,400	10,700	17,100
	3	5,000	5,400	10,700	17,100
	4	5,000	5,400	10,700	17,100
	5	5,200	5,700	11,100	17,500
	6	5,200	5,700	11,100	17,500
	7	5,200	5,700	11,100	17,500
	8	5,200	5,700	11,100	17,500
	9	5,400	6,000	11,500	17,900
	10	5,400	6,000	11,500	17,900
	11	5,400	6,000	11,500	17,900
	12	5,400	6,000	11,500	17,900
	13	5,600	6,300	12,400	18,300
	14	5,600	6,300	12,400	18,300
	15	5,600	6,300	12,400	18,300
	16	5,600	6,300	12,400	18,300
	17	5,900	6,600	12,800	18,700
	18	5,900	6,600	12,800	18,700
	19	5,900	6,600	12,800	18,700
	20	5,900	6,600	12,800	18,700
	21	6,200	7,000	13,200	19,000
	22	6,200	7,000	13,200	19,000
	23	6,200	7,000	13,200	19,000
	24	6,200	7,000	13,200	19,000
	25	6,500	7,300	13,600	19,400
	26	6,500	7,300	13,600	19,400
	27	6,500	7,300	13,600	19,400
	28	6,500	7,300	13,600	19,400
	29	6,800	7,600	14,000	19,600
	30	6,800	7,600	14,000	19,600
	31	6,800	7,600	14,000	19,600
	32	6,800	7,600	14,000	19,600
	33	7,100	7,900	14,400	19,900
	34	7,100	7,900	14,400	19,900
	35	7,100	7,900	14,400	19,900
	36	7,100	7,900	14,400	19,900
	37	7,400	8,300	14,800	20,200

	38	7 400	8 300	14 800	20 200
	39	7 400	8 300	14 800	20 200
	40	7 400	8 300	14 800	20 200
	41	7 700	8 900	15 100	20 200
	42	7 700	8 900	15 100	20 200
	43	7 700	8 900	15 100	20 200
	44	7 700	8 900	15 100	20 200
	45	8 000	9 300	15 500	20 200
	46	8 000	9 300	15 500	
	47	8 000	9 300	15 500	
	48	8 000	9 300	15 500	
	49	8 300	9 700	15 900	
	50	8 300	9 700	15 900	
	51	8 300	9 700	15 900	
	52	8 300	9 700	15 900	
	53	8 600	10 500	16 300	
	54	8 600	10 500	16 300	
	55	8 600	10 500	16 300	
	56	8 600	10 500	16 300	
	57	8 800	10 900	16 700	
	58	8 800	10 900	16 700	
	59	8 800	10 900	16 700	
	60	8 800	10 900	16 700	
	61	9 100	11 300	17 100	
	62	9 100	11 300	17 100	
	63	9 100	11 300	17 100	
	64	9 100	11 300	17 100	
	65	9 400	12 100	17 400	
	66	9 400	12 100	17 400	
	67	9 400	12 100	17 400	
	68	9 400	12 100	17 400	
	69	9 700	12 500	17 700	
	70	9 700	12 500	17 700	
	71	9 700	12 500	17 700	
	72	9 700	12 500	17 700	
	73	9 900	12 900	18 000	
	74	9 900	12 900	18 000	
	75	9 900	12 900	18 000	
	76	9 900	12 900	18 000	
再任	77	10 200	13 300	18 300	
用職	78	10 200	13 300	18 300	
員以	79	10 200	13 300	18 300	
外の	80	10 200	13 300	18 300	
職員					

81	10,400	13,700	18,500
82	10,400	13,700	18,500
83	10,400	13,700	18,500
84	10,400	13,700	18,500
85	10,600	14,000	18,700
86	10,600	14,000	18,700
87	10,600	14,000	18,700
88	10,600	14,000	18,700
89	10,800	14,400	18,900
90	10,800	14,400	18,900
91	10,800	14,400	18,900
92	10,800	14,400	18,900
93	11,000	14,700	19,100
94	11,000	14,700	19,100
95	11,000	14,700	19,100
96	11,000	14,700	19,100
97	11,200	15,000	19,300
98	11,200	15,000	19,300
99	11,200	15,000	19,300
100	11,200	15,000	19,300
101	11,400	15,400	19,500
102	11,400	15,400	
103	11,400	15,400	
104	11,400	15,400	
105	11,500	15,700	
106	11,500	15,700	
107	11,500	15,700	
108	11,500	15,700	
109	11,600	16,000	
110	11,600	16,000	
111	11,600	16,000	
112	11,600	16,000	
113	11,700	16,300	
114	11,700	16,300	
115	11,700	16,300	
116	11,700	16,300	
117	11,900	16,500	
118	11,900	16,500	
119	11,900	16,500	
120	11,900	16,500	
121	12,000	16,800	
122	12,000	16,800	

123	12,000	16,800		
124	12,000	16,800		
125	12,100	17,000		
126		17,000		
127		17,000		
128		17,000		
129		17,200		
130		17,200		
131		17,200		
132		17,200		
133		17,400		
134		17,400		
135		17,400		
136		17,400		
137		17,600		
138		17,600		
139		17,600		
140		17,600		
141		17,700		
142		17,700		
143		17,700		
144		17,700		
145		17,800		
146		17,800		
147		17,800		
148		17,800		
149		17,900		
150		17,900		
151		17,900		
152		17,900		
153		18,000		
154		18,000		
155		18,000		
156		18,000		
157		18,100		
再任用職員	8,000	9,700	12,800	16,300

備考 1 この表の「再任用職員」とは、地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

2 この表の「再任用職員以外の職員」とは、職員のうち再任用職員以外の職員をいう。

別表第1を次のように改める。

別表第二( 第三条関係)

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	5,000	6,300	12,800	17,100
	2	5,000	6,300	12,800	17,100
	3	5,000	6,300	12,800	17,100
	4	5,000	6,300	12,800	17,100
	5	5,200	6,600	13,200	17,500
	6	5,200	6,600	13,200	17,500
	7	5,200	6,600	13,200	17,500
	8	5,200	6,600	13,200	17,500
	9	5,400	7,000	13,600	17,900
	10	5,400	7,000	13,600	17,900
	11	5,400	7,000	13,600	17,900
	12	5,400	7,000	13,600	17,900
	13	5,600	7,300	14,000	18,300
	14	5,600	7,300	14,000	18,300
	15	5,600	7,300	14,000	18,300
	16	5,600	7,300	14,000	18,300
	17	5,900	7,600	14,400	18,700
	18	5,900	7,600	14,400	18,700
	19	5,900	7,600	14,400	18,700
	20	5,900	7,600	14,400	18,700
	21	6,200	7,900	14,800	19,000
	22	6,200	7,900	14,800	19,000
	23	6,200	7,900	14,800	19,000
	24	6,200	7,900	14,800	19,000
	25	6,500	8,300	15,100	19,400
	26	6,500	8,300	15,100	19,400
	27	6,500	8,300	15,100	19,400
	28	6,500	8,300	15,100	19,400
	29	6,800	8,900	15,500	19,600
	30	6,800	8,900	15,500	19,600
	31	6,800	8,900	15,500	19,600
	32	6,800	8,900	15,500	19,600
	33	7,100	9,300	15,900	19,900
	34	7,100	9,300	15,900	19,900
	35	7,100	9,300	15,900	19,900
	36	7,100	9,300	15,900	19,900
	37	7,400	9,700	16,300	20,200

	38	7 400	9 700	16 300	20 200
	39	7 400	9 700	16 300	20 200
	40	7 400	9 700	16 300	20 200
	41	7 700	10 500	16 700	20 200
	42	7 700	10 500	16 700	20 200
	43	7 700	10 500	16 700	20 200
	44	7 700	10 500	16 700	20 200
	45	8 000	10 900	17 100	20 200
	46	8 000	10 900	17 100	
	47	8 000	10 900	17 100	
	48	8 000	10 900	17 100	
	49	8 300	11 300	17 400	
	50	8 300	11 300	17 400	
	51	8 300	11 300	17 400	
	52	8 300	11 300	17 400	
	53	8 600	12 100	17 700	
	54	8 600	12 100	17 700	
	55	8 600	12 100	17 700	
	56	8 600	12 100	17 700	
	57	8 800	12 500	18 000	
	58	8 800	12 500	18 000	
	59	8 800	12 500	18 000	
	60	8 800	12 500	18 000	
	61	9 100	12 900	18 300	
	62	9 100	12 900	18 300	
	63	9 100	12 900	18 300	
	64	9 100	12 900	18 300	
	65	9 400	13 300	18 500	
	66	9 400	13 300	18 500	
	67	9 400	13 300	18 500	
	68	9 400	13 300	18 500	
	69	9 700	13 700	18 700	
	70	9 700	13 700	18 700	
	71	9 700	13 700	18 700	
	72	9 700	13 700	18 700	
	73	9 900	14 000	18 900	
	74	9 900	14 000	18 900	
	75	9 900	14 000	18 900	
	76	9 900	14 000	18 900	
再任	77	10 200	14 400	19 100	
用職	78	10 200	14 400	19 100	
員以	79	10 200	14 400	19 100	
外の	80	10 200	14 400	19 100	
職員					

81	10,400	14,700	19,300
82	10,400	14,700	19,300
83	10,400	14,700	19,300
84	10,400	14,700	19,300
85	10,600	15,000	19,500
86	10,600	15,000	
87	10,600	15,000	
88	10,600	15,000	
89	10,800	15,400	
90	10,800	15,400	
91	10,800	15,400	
92	10,800	15,400	
93	11,000	15,700	
94	11,000	15,700	
95	11,000	15,700	
96	11,000	15,700	
97	11,200	16,000	
98	11,200	16,000	
99	11,200	16,000	
100	11,200	16,000	
101	11,400	16,300	
102	11,400	16,300	
103	11,400	16,300	
104	11,400	16,300	
105	11,500	16,500	
106	11,500	16,500	
107	11,500	16,500	
108	11,500	16,500	
109	11,600	16,800	
110	11,600	16,800	
111	11,600	16,800	
112	11,600	16,800	
113	11,700	17,000	
114	11,700	17,000	
115	11,700	17,000	
116	11,700	17,000	
117	11,900	17,200	
118	11,900	17,200	
119	11,900	17,200	
120	11,900	17,200	
121	12,000	17,400	
122	12,000	17,400	
123	12,000	17,400	
124	12,000	17,400	

	125	12,100	17,600		
	126	12,100	17,600		
	127	12,100	17,600		
	128	12,100	17,600		
	129	12,300	17,700		
	130	12,300	17,700		
	131	12,300	17,700		
	132	12,300	17,700		
	133	12,400	17,800		
	134	12,400	17,800		
	135	12,400	17,800		
	136	12,400	17,800		
	137	12,500	17,900		
	138	12,500	17,900		
	139	12,500	17,900		
	140	12,500	17,900		
	141	12,600	18,000		
	142	12,600	18,000		
	143	12,600	18,000		
	144	12,600	18,000		
	145	12,800	18,100		
	146	12,800			
	147	12,800			
	148	12,800			
	149	12,900			
	150	12,900			
	151	12,900			
	152	12,900			
	153	13,000			
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

備考 1 この表の「再任用職員」とは、地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

2 この表の「再任用職員以外の職員」とは、職員のうち再任用職員以外の職員をいう。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則 第六号  
三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年<sup>三重県人事委員会規則</sup><sub>第四号</sub>）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項中「調整基本額」を「調整基本額（その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（地域手当の支給）

第八条の二 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第十一条の二に次の一項を加える。

6 公立学校職員の地域手当に関する規則（平成十八年<sup>三重県人事委員会規則</sup><sub>第二号</sub>）別表に掲げる地域に所在するべき地学校又はべき地学校に準ずる学校に勤務する職員には、条例第十五条の二第二項の規定による地域手当の額の限度において、べき地手当は支給しない。

第十三条の三中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号）附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号）附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。

第十六条の二中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。

第十七条の二中「給料から」を「給料及び地域手当から」に改める。

第十八条中「及び教職調整額」を「教職調整額及び地域手当」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条の三関係）

調整基本額表

給料表	職務の級	調整基本額
高等学校等教育職給料表	一級	九、〇〇〇円
	二級	一一、一〇〇円
	三級	一二、二〇〇円
	四級	一三、二〇〇円
中学校、小学校教育職給料表	一級	八、四〇〇円
	二級	一〇、九〇〇円
	三級	一一、八〇〇円

別表第二中 「南牟婁郡紀和町立上川小学校」を「熊野市立上川小学校」に、  
「南牟婁郡紀和町立入鹿小学校西山分校」を「熊野市立入鹿小学校西山分校」に、  
立上川学校 「熊野市立上川中学校」  
中学校組合立矢渕中学校浅里分校 を 南牟婁郡紀宝町立矢渕中学校浅里分校 に、「志郡美杉村立太郎生小学校」  
立西山中学校 「熊野市立西山中学校」 「志郡美杉村立美杉南小学校」

を「津市立太郎生小学校」に、「多気郡宮川村立宮川小学校」を「多気郡大台町立宮川小学校」に、  
「度会郡南勢町」  
「度会郡南勢町」  
「度会郡南島町」  
「度会郡南島町」  
「度会郡南島町」

立南海小学校 「度会郡南伊勢町立南海小学校」  
立宿田曾小学校 度会郡南伊勢町立宿田曾小学校  
立島津小学校 を 度会郡南伊勢町立島津小学校 に、 「志摩市立和具小学校間崎分校」 を「志摩市立磯部小学校坂崎分校」  
立東小学校 度会郡南伊勢町立東小学校  
立南島東小学校 度会郡南伊勢町立南島東小学校  
学校坂崎分校」に、 「北牟婁郡紀伊長島町立赤羽小学校」を「北牟婁郡紀北町立赤羽小学校」に、「南牟婁郡紀和  
北牟婁郡海山町立白浦小学校」を「北牟婁郡紀北町立白浦小学校」に、「多気郡宮川村立宮川中学校」を「多気郡大台町立宮川中学校」  
町立入鹿小学校」を「熊野市立入鹿小学校」に、 「度会郡南島町立南島西中学校」を「度会郡南伊勢町立南島西中  
学校」に、 「北牟婁郡海山町立桂城中学校」を「熊野市立五郷中学校」に、「南牟婁郡紀和町立入鹿中学校」を「熊  
野市立入鹿中学校」に改め、同表備考中「平成十七年三月一日」を「平成十八年四月一日」に改める。

別表第三中「志摩市立美杉村立美杉東小学校」を「津市立美杉東小学校」に、「度会郡南島町立言津小学校」を「度  
会郡南伊勢町立言津小学校」に、「北牟婁郡紀伊長島町立海野小学校」を「北牟婁郡紀北町立海野小学校」に、「  
北牟婁郡海山町立矢口小学校」を「北牟婁郡紀北町立矢口小学校」に、「  
志摩市立美杉村立美杉中学校」を「津市立美杉中学校」に、「度会郡南島町立南島中学校」を「度会郡南伊勢町立南島中  
学校」に、「三重県立南島高等学校」を「三重県立南伊勢高等学校南島分校」に改め、同表備考中「平  
成十七年三月一日」を「平成十八年四月一日」に改める。

別表第四備考中「平成十七年三月一日」を「平成十八年四月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。次項及び附則第四項において「給与条例」といふ。)第十二条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」といふ。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の第一条の三第二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)第三条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

- 一 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の七十五
- 三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十
- 四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項に規定する経過措置基準額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいふ。

- 一 この規則の施行の日(以下この項において「施行日」といふ。)の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第三号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- 二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になつたとした場合に公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第三十二号)による改正前の給与条例及びこれに基づく規則(三重県教育委員会(以下「県委員会」といふ。))及び三重県人事委員会(以下「人事委員会」といふ。))が共同で定める規則をいふ。)等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の第一条の三第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- 三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなつたとした場合(次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなつたとした場合)に同日にその者に適用され

ることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の第一条の第三第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年三重県人事委員会規則（第八号）第四条第一項第五号に掲げる場合に該当することとなつた職員にあっては、県委員会が人事委員会と協議して定める額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則第四条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員

四 施行日以後に、次に掲げる職員及び県委員会が人事委員会と協議して定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなつた職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であつたものとみなして前二号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

イ 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける職員

ロ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号）の適用を受ける職員

ハ 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）の適用を受ける職員

ニ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第六十二号）の適用を受ける職員

ホ 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員

ヘ 三重県教育委員会教育長

ト 特別職に属する県職員

チ 他の地方公共団体の職員、国家公務員、日本郵政公社の職員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）の職員

リ 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の職員

ス 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）第十二条第一号に規定する退職派遣者

4 べき手当の支給額については、当分の間、この規則による改正後の第十一条の二第六項の規定にかかわらず、給与条例第十七条の二第三項及び第四項の規定による額とする。

5 前三項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、県委員会が人事委員会と協議して定める。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十八年改正給与条例附則第四項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則 第七号  
三重県教育委員会規則 第七号

平成十八年改正給与条例附則第四項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え）

第一条 平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）別表第一から別表第四までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた別表第一の旧給料月額欄に掲げられている職員

旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間（三重県教育委員会（以下「県委員会」といふ。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」といふ。）と協議して定める職員にあつては、県委員会が人事委員会と協議して定める期間。以下「経過期間」といふ。）に応じて別表に定める号給

- 一 旧級が行政職給料表の二級である職員 県委員会が人事委員会と協議して定める号給
- 二 前二号に掲げる職員以外の職員 その者の切替日における職務の級における最高の号給  
(任期付職員の給料月額の切替え)

第二条 切替日の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条第三項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

新給料月額	円
	976,000
旧給料月額	円
	1,043,000
	1,175,000

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

別 表

イ 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
		円				
2 級	457,000	129	130	131	132	133
	459,800	133	134	135	136	137
	462,600	137	138	139	140	141
	465,400	141	142	143	144	145
3 級	506,900	81	82	83	84	85
4 級	528,900	41	42	43	44	45

ロ 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
		円				
2 級	443,200	141	142	143	144	145
	445,600	145	146	147	148	149
	448,000	149	150	151	152	153
	450,400	153	154	155	156	157
3 級	473,900	97	98	99	100	101
4 級	501,800	41	42	43	44	45

ハ 学校栄養職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
		円				
4 級	424,900	81	82	83	84	85

二 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
4 級	365,400 円	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第八号

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 平成十八年改正給与条例 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号）をいう。

- 二 改正前の初任給等規則 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
(平成十八年 三重県人事委員会規則 第八号) による改正前の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号)をいう。
- 三 切替日 平成十八年四月一日をいう。
- 四 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(第八号において「初任給等規則」という)別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- 五 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(平成十八年改正給与条例附則第二項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあつては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成十八年改正給与条例附則別表第一の新級欄に掲げる職務の級)をいう。
- 六 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- 七 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
  - イ 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間
  - ロ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十二号、以下「法」という)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間
  - ハ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間
  - ニ 職員の分限に関する条例(昭和四十八年三重県条例第三号)第二条第一号の規定により休職にされていた期間のうち三重県教育委員会(以下「県委員会」という)が三重県人事委員会(以下「人事委員会」という)と協議して定める期間
  - ホ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例第一号)第二条第一項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年三重県条例第六十六号、以下「公益法人等派遣条例」という)第二条第一項の規定により派遣されていた期間
  - ヘ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間
  - ト 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号、第九号及び第四号第一項第四号において「勤務時間条例」という)第十二条に規定する病欠休暇、介護休暇又は福利厚生等休暇の承認を受けていた期間
- 八 復職時調整 初任給等規則第四十二条、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第六条又は公益法人等派遣条例第六条の規定による号給の調整をいう。
- 九 再任用職員異動 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第三条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- 十 人事交流等職員 切替日以降に、次に掲げる職員及び県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める職員であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。
  - イ 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の適用を受ける職員
  - ロ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号)の適用を受ける職員
  - ハ 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)の適用を受ける職員
  - ニ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)の適用を受ける職員
  - ホ 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員
  - ヘ 三重県教育委員会教育長
  - ト 特別職に属する県職員
  - チ 他の地方公共団体の職員、国家公務員、日本郵政公社の職員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう)の職員
  - リ 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう)の職員

ヌ 公益法人等派遣条例第十二条第一号に規定する退職派遣者

(平成十八年改正給与条例附則第七項の規則で定める職員)

第三条 平成十八年改正給与条例附則第七項の給料月額に教職調整額を加えた額とする規則で定める職員は、切替日以降に平成十八年改正給与条例別表第一又は別表第二の三級に昇格する者のうち、給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額及び教職調整額の合計額に満たない職員とする。

2 平成十八年改正給与条例附則第七項の職員から除くこととする規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 切替日以降に初任給基準異動をした職員

二 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

三 切替日前に休職等期間がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

四 切替日以降に再任用職員異動をした職員

五 切替日以降に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員

(平成十八年改正給与条例附則第八項の規定による給料の支給)

第四条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員(県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正給与条例附則第八項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第五号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)に改正前の初任給等規則第二十四条から第二十七条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第五号に掲げる場合を除く。)切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成十八年改正給与条例附則別表第一の新級欄に掲げられているものである場合にあつては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に二の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級)に降格をしたものとした場合)切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給等規則第二十三条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第五号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第四十二条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第十号)附則第二十項若しくは第二十一項の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第六条若しくは公益法人等派遣条例第六条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 再任用職員異動をした場合 平成十八年改正給与条例による改正前の給与条例別表第一から別表第四までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用職員異動後に法第二十八条の五第一項又は二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)

五 県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された場合又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる場合 県委員会が人事委員会と協議して定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が県委員会が人事委員会と協議して定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正給与条例附則第八項の規定による給料として支給する。

(平成十八年改正給与条例附則第九項の規定による給料の支給)

第五条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては、県委員会が人事委員会と協議して定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正給与条例附則第九項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受け

ていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成十八年改正給与条例附則第八項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第九項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第六条 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第三十二号)の施行に伴い、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、平成十七年改正給与条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則及び平成十七年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則  
第九号  
三重県教育委員会規則

平成十七年改正給与条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則及び平成十七年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則を廃止する規則  
次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 平成十七年改正給与条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則(平成十七年 三重県人事委員  
三重県教育委員  
会規則 会規則  
第十五号)
- 二 平成十七年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則(平成十七年 三重県人事委員会  
三重県教育委員会  
規則 規則  
第十六号)

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
森田印刷株式会社